

決算特別委員会

令和7年9月11日・12日・16日

葛城市議会

税務課主幹兼収納促進室長	吉川勝
市民生活部長	西川勝也
保険課長	増井朋子
環境課長	吉田賢二
クリーンセンター所長	西川康光
保健福祉部長	中井智恵
社会福祉課長	能海正男
介護保険課長	田中美菜
地域包括支援課長兼 いきいきセンター所長	西川進
健康増進課長	松本育子
〃 補佐	西川恵津子
こども未来創造部長	葛本章子
こども未来課長	西川修
子育て支援課長	新澤明子
こども・若者サポートセンター所長	川崎圭三
産業観光部長	植田和明
商工観光プロモーション課長	増田智宏
建設課長	奥田雅彦
会計管理者	松本賢治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝
書記	神橋秀幸
〃	西邨さくら

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和6年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和6年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第10号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）
決算の認定について
- 認第3号 令和6年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和6年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和6年度葛城市水道事業会計決算の認定について

認第9号 令和6年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本会議初日から各常任委員会並びに昨日は予算特別委員会を開会をいただきまして、慎重な審議をしていただきました。私も傍聴、委員外議員としての出席をさせていただきました。非常に熱の籠もった議論を重ねていただいたというふうに承知しております。決算審議をおかれましても、各委員皆様方のご協力によりまして、慎重なる審議、よろしくお願い申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

それでは、委員外議員のご紹介をさせていただきます。吉村議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯していることを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いを申し上げます。葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願い申し上げます。

ここで決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認したいと思っております。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の決算特別委員会次第に記載の順で1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等につきましては、ペーパーレス会議システムで資料を配付いたしております決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受けますが、その部分に対するの質疑については、2つの部分に分けて行いたいと思っております。まず、1つ目の部分につきましては、決算書53ページ、メモをお願いします、53ページの地方創生臨時交付金事業費の前までと、全ての款の人事配当の人件費についての質疑を行います。2つ目の部分は決算書53ページ、地方創生臨時交付金事業費から65ページの2款の最後までについての質疑を行います。

次に、3款及び4款の説明を受けますが、質疑につきましては、款ごとに職員を入れ替えて行います。続いて5款、6款の説明を受け、先ほどと同様に、質疑については、款ごとに職員を入れ替えて行います。その次に、7款及び8款につきましても同様でございます。そして、9款から歳出の最後まで説明を受けますが、この部分につきましては一括で質疑を行います。

次に、歳入についての説明を受け、質疑は一括で行いたいと思っておりますが、歳入また次の総括質疑につきましては範囲が広うございますので、事前に確認している質疑内容の関係部署のみ入室をいただき、歳入の質疑、総括質疑を行います。その後、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑につきましては、市政全般に係るものとなりますよう、ご留意をお願い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、歳入と総括質疑の質問票について、事前に事務局から配付があったかと思いますが、歳入または総括質疑の予定がある方は、明日の決算特別委員会終了までに質問票の提出を事務局までお願い申し上げます。

特別会計決算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。また、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計につきましても、他の特別会計決算と同様に、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行います。続いて議員間討議、討論、採決を続けて行います。なお、水道事業会計決算と下水道事業会計決算につきましては、収入、支出の順で説明を受けますので、ご承知おきを願います。また、審査日程につきましては厳守を申し上げたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

次に、ペーパーレス会議システム等で配付をしております決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をご覧ください。1から3までは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。続いて4番、質問項目は1回につき3問までといたします。質疑回数につきましては2回までで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合につきましては、私の判断の下、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名をいたしますが、関連質問である場合はこれを優先します。手を挙げて、関連と申し上げていただいたら結構かと思えます。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、できるだけ慎んでいただきますようお願い申し上げます。7番、質問される場合は、決算書または成果報告書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問をお願い申し上げます。8番目、委員の方におきましては、決算委員会ですので、事業内容の確認のみの質問は控えていただきますようお願いを申し上げます。9番、理事者側におきましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願い申し上げます。なお、委員からの質問の趣旨、意図が理解しづらく、的確な答弁ができない場合につきましては、質問内容の確認を行うようにしてください。質問内容の確認は、理事者側の反問権として認められております。また、決算書の年度につきましては、令和6年度決算とか令和5年度決算と具体的な年度で説明をお願いします。答弁者につきましては、原則として部長または担当課長でお願いを申し上げます。課長補佐級以下の委員会入室は原則として認められておりませんが、理事者側控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて、委員会入室入り口のマイクにより答弁をお願い申し上げます。

最後に、ペーパーレス会議システムで配付をいたしております決算特別委員会時間配分表、資料3をご覧ください。委員会を進めるに当たっての時間配分として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思います。委員はじめ、理事者側にもご協力を願いたいと思います。

以上のことにつきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議案審議に移ります。

認第1号、令和6年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

本案につき、まず歳出の1款議会費及び2款総務費の内容説明を求めます。

松本課長。

松本会計管理者 皆様、おはようございます。会計管理者の松本でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、上程となっております認第1号、令和6年度葛城市一般会計決算につきまして
ご説明のほうさせていただきます。歳入歳出決算書3ページをお願いいたします。実質収支
に関する調書から説明のほうさせていただきます。こちら1,000円未満を四捨五入してあり
ますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

まず、歳入総額187億9,170万5,000円、歳出総額184億4,606万5,000円でございます。歳入
歳出差引額といたしまして3億4,564万円の余剰金がございます。翌年度へ繰り越すべき
財源といたしまして、繰越明許費繰越額2,857万9,000円を繰越しいたしますので、実質収支
額は3億1,706万1,000円でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書の歳出のうち1款、2款の説明をさせていただきます
ます。36ページをお願いいたします。こちらの明細書は左から、科目、予算現額、支出済額、
翌年度繰越額、不用額、備考の順番となっております。説明は款全体の金額、目の名称と
金額、主な事業のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、重複し
た説明を避けるため、主な事業の説明を割愛させていただくことがございますので、ご了承
のほうお願いいたします。

それでは、1款議会費でございます。全体といたしまして1億6,929万7,430円の支出でござ
います。主な事業として、議会運営事業3,432万7,948円でございます。1款は以上でござ
います。

次に、37ページをお願いいたします。続きまして、2款総務費でございます。全体といた
しまして25億305万768円の支出でございます。なお、1億4,907万7,000円を繰越しさせてい
ただきました。

次に、目の説明をさせていただきます。1項1目一般管理費は7億1,186万9,523円。主な
事業として、38ページにございます一般管理事業、人事課配当分4,338万3,896円。

43ページに移ります。2目文書広報費は1,391万6,800円。主な事業として、広報発行事業
1,031万2,944円。

次のページをお願いします。3目会計管理費は1,558万5,197円。4目財産管理費は3億
7,848万8,781円。主な事業として、新庄庁舎管理事業2億250万3,076円。

46ページに移ります。5目電子計算費は8,096万9,078円。主な事業として、電算システム
共同化推進事業6,952万9,305円。

47ページ、6目地域情報化推進費は3,240万3,675円。主な事業として、イントラネットシ

ステム整備事業2,899万1,239円。

48ページに移ります。7目交通安全対策費は2,927万7,001円。主な事業としまして、49ページ、交通安全施設整備事業1,659万200円。

8目自治振興費は1億6,874万8,172円。主な事業として、公共バス運行事業7,689万6,371円。

51ページに移ります。9目企画費は4,946万3,686円。主な事業として、52ページ、市制20周年記念事業企画政策課配当分1,984万680円。

53ページ、10目公平委員会費は5万7,910円。

11目防災行政無線管理費は438万316円。

12目地方創生臨時交付金事業費は5億7,385万5,431円。主な事業として、定額減税補足給付金事業3億5,661万6,466円。

55ページに移ります。2項1目税務総務費は1億7,521万3,036円。主な事業として、56ページ、ふるさと応援寄附事業5,671万7,860円。

2目賦課徴収費は5,659万511円。主な事業として57ページ、固定資産税賦課事業1,954万6,542円。

58ページに移ります。3目過年度支出金は1,673万6,626円。

3項1目戸籍住民基本台帳費は1億77万4,865円。主な事業として、59ページにございます個人番号カード関連事業3,923万9,983円。

60ページに移ります。4項1目人権啓発費は3,355万1,855円。主な事業として人権啓発事業777万1,128円です。

62ページに移ります。5項1目選挙管理委員会費は56万6,680円。

2目選挙啓発費の支出はございませんでした。

3目市長選挙費は1,258万8,610円。

63ページに移ります。4目衆議院議員選挙費は1,844万5,319円。

64ページに移ります。6項1目統計調査総務費は65万5,933円。

65ページに移ります。2目基幹統計費は248万6,850円。

7項1目監査委員費は2,642万4,913円でございます。

以上で1款議会費、2款総務費のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。冒頭で説明をさせていただきましたとおり、初めに決算書53ページの地方創生臨時交付金事業費の前までと、全ての款の人事配当の人件費についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 では、よろしくお願いたします。

41ページの2款1項1目18節の職員研修負担金12万6,276円なんですけれども、予算では29万となっているんですが、その減額の理由を教えてくださいのと、それから、これ

研修に当たっている費用だと思うんですけども、毎年されている研修はあると思うんです。待遇とかいろいろあると思うんですけども、令和6年度に新たに取組まれた研修はあるかどうか教えてください。それから報告書の中に、研修に行かれた人数書かれているんですけど、全国市町村国際文化研修所の研修、J I A Mの研修には7人という人数なんですが、私自身もJ I A M結構行くんですけども、研修内容を見ていると、もう職員さんにとってはなかなか勉強になるなというのが本当に数多くあるんですけども、葛城市は僅か7人しか行ってらっしゃらないという、そこに何か理由があるかどうか教えてください。

増田委員長 森本課長。

森本人事課長 人事課の森本でございます。よろしくお願いたします。

まず、1点目の研修負担金の不用が出ているというところですが、まずこちらの研修負担金の内訳なんですけども、こちらのほう、全国市町村国際文化研修所J I A Mの研修負担金として7人分の8万8,876円、あと各種業務関連研修として、1人分3万7,400円を支出しております。もともと当初予算では、J I A Mの国際文化研修所の研修負担金として、5日間のコースで8人分で予算を組んでおりましたが、結局研修のほう、短い日程で、5日分のコースで予算見ておるんですけども、3日分とかの研修のほうの受講のほうが多くありましたので、その分で不用が出ているという形になってございます。

2点目の新たに取組んだ研修につきましては、令和6年度で取組んだ研修としては、ワークエンゲージメント研修というものを実施しております。一般職と管理職分けて、ワークエンゲージメント、仕事に対してポジティブで充実している状態を高めるスキルを管理職には自身及び部下のワークエンゲージメントを高めるスキルを身につけることを目的にして、前向きに働く職員を増やしていけるようにという形で実施いたしました。

また、最後のJ I A Mの研修の人数なんですけども、もともと令和2年、3年とコロナでもう宿泊研修自身が途絶えてしまっておりまして、その後令和4年度から徐々に増えてきてまして、令和6年度は7人という形で研修を受講しております。やっぱり研修という、宿泊研修というところで、専門的な研修と、あと他市町村の人たちと交流できるということで有意義な研修ではあるんですけども、やっぱり数日間宿泊でということで、仕事の都合であったり、個人の事情であったりということで、なかなか応募がないという状況になっております。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 J I A Mはもともと8人で5日間コースで行かれる予定だったのが、7人でもっと短いものになったので、不用が出たということなんですけども、J I A Mに関しては長いのもありますし、本当に短い期間での1泊2日ぐらいのもありますので、専門性の高い研修とかもかなりたくさんされているので、職員さんにとってはすごく有意義な時間過ごせるのかなというふうに思っていますので、積極的にもっと、短いのもいいので、たくさんの職員さんを送っていただきたいなというふうに思います。

新しく取組まれたのがワークエンゲージメント研修ということで、前向きな職員さんを、職員さんを前向きにするような研修ということで、すごく積極的にされているということで

よく分かりました。勤務年数とか役職に応じた細かく分けた研修もいいのかと私自身も思っていますので、その辺りもまた考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、決算書44ページ、45ページ、そして成果報告書は13ページとなります。2款総務費、1項総務管理費の4目財産管理費、ここで決算書には新庄庁舎管理事業、44ページ、そして當麻庁舎管理事業は45ページに、決算書に載っ取るんですけども、ここに當麻庁舎の45ページの緑化植栽委託料の記載がありますけれども、當麻庁舎の緑化植栽委託料が令和5年度は113万円ほどになっております。そして、令和6年度は63万8,000円、約64万円程度と大幅に49万円と少なくなっております。この内訳は、多分恐らく令和5年度だけが特に高かったのかも分かりませんが、この内訳を教えてください。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いたします。

當麻庁舎の緑化管理につきましては、當麻庁舎の周辺の高木・植え込みの剪定、それから論地池周辺の草刈り等、シルバー人材センターとほか造園業者に依頼をして、維持管理のほうやっております。令和5年度につきましては、仕様の抜けているところございました。令和3年度までぐらいは、當麻庁舎にも職員たくさんおりました、職員で草刈り等をしていた部分がございます、令和4年度以降、職員の減少とともになかなか全体の維持管理ができてないというところもありまして、ちょうど當麻庁舎の南側、NTTとの間のところで、全然管理できてないところがございます、つる草とかが図書館のほうまで生えていつてきたというところもございまして、急遽見積り合わせ等いたしまして、業者のほうに撤去等していただきましたので、その分が増加というふうな形になっております。通年であれば、昨年度、令和6年度の決算額ぐらいの数字で緑化の剪定管理ができていたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 臨時で、令和5年度につきましては、當麻庁舎の南側、あそこら辺の植栽をされて、値段が113万円と跳ね上がったというところで、ふだんは64万程度。主にふだんの當麻庁舎の仕事の緑化植栽の範囲というのは、旧當麻庁舎の横にあります論地池を含む周辺の緑化植栽の範囲と考えてええということでしょうか。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 當麻庁舎の緑化管理につきましては、委員お述べのとおり、當麻庁舎周辺というふうになりますので、論地池、それから庁舎周辺、駐車場も含めた全ての範囲内が緑化管理の範囲というふうでございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 通常は當麻庁舎横にあります論地池周辺、その範囲と分かりました。了解でございます。

増田委員長 委員の皆さんにお願いを申し上げます。質問事項は3問までということは、3問、あらかじめご用意いただいている質問事項をまとめて質問していただいたほうが、運営上スムーズにいくかと思えますので、よろしくお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員 横井でございます。

令和6年度分の決算ということですので、ページ21ページ、14款2項4目土木費、国庫補助金の質問が1つあります。それで関連に1つ入ります。2個目の質問としては、ページ46、2款1項4目道路管理事業、建設課のところ質問が1個入って、それに関連で1個入ります。

増田委員長 質問の内容とページが合っていないので。

横井委員 21ページと46ページ、では46行きましょう。21と46、46入ります。

増田委員長 46ページですか。見ていただいていますか。46ページ。

(発言する者あり)

増田委員長 46に、そうですね。

横井委員 道路管理事業。

増田委員長 それないですね。どこのページ言うてはんのかな。

横井委員 2款1項4目。

増田委員長 ここやね。建設課配当の分ですか。款項目の名前言うてもうたら分かりやすいんです。

横井委員 この46ページのほう。

増田委員長 道路管理事業費のことをお尋ねしておられるんですか。

横井委員 2款1項4目、道路管理事業、建設課のところの修繕料、消耗費の中に高田川のメンテナンスは含まれていますか。もし含まれていたら、どれぐらいの額でしたでしょうか。

増田委員長 奥田課長。

奥田建設課長 おはようございます。建設課の奥田でございます。

ただいまの質問の修繕費でございますけれども、この分につきましては、公用車の定期点検に伴います修繕費という形になっておりますので、高田川のメンテの修繕は含まれておりません。

以上です。

横井委員 了解しました。

増田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、決算書は51ページになります。成果報告書は20ページとなります。ここに載っておりますけれども、空家等対策事業費が20ページに載っておりますけれども、成果報告書の、ここにあります不良判定調査業務委託料、これが10万1,200円と、成果報告書に2万5,300円掛ける4件と、こうありますけれども、この内訳を

教えてください。これは管理不全の空き家の調査を4件行ったということか、これはあくまでも空き家の不良度の判定を4件行ったのかという、ここを教えてください。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この不良度判定調査業務の4件につきましては、管理不全の空き家ではなく、個人さんが解体をする際に、危険空家かどうかであるかの判定を行うための調査委託料4件となっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これ空家対策特別措置法が令和5年の12月に施行されまして、管理不全のためのそのまま放置すれば特定空家になるおそれのある空き家の所有者に対して、地方自治体が適切な管理を行うよう指導、勧告ができるものでありますけども、本市におきましては、実際に指導、勧告ができる段階まで実施できているのかどうか。現段階におきまして、空き家対策事業はどこまで進んでいるのか教えてください。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この件につきましては、去るおとついでですか、総務建設常任委員会の協議会で空き家対策の計画を今策定中でございますので、一旦ご説明させていただきました。方向といたしましては、令和8年の4月に空家対策等計画を策定して、この空き家対策を市として推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 空き家対策の数も調査の、この間の空き家対策の調査の結果、当初411件だったものが540件とこのように増えているようではありますが、当然このまま空き家対策が進まなければ、そのまま放置すれば、特定空家になるおそれのある管理不全空家も増えてきます。早期に実効性のある空き家対策事業を進めていただきますようによろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。

38ページ、決算書、2款1項1目の一般管理事業の中の7節の報償費に、各種大会出場者激励金、決算で34万5,000円となっております。予算では35万円というところにつけていますけども、これ予算のとき、令和6年度の予算のときも言ったんですけど、申告制であるというところ、これね。1人5,000円を市長から渡していただくと、5,000円としたら、これ35万やったら70人なんですね。内訳で言うたら69名ということになると思うんですけど、これ予算ともうほぼほぼ同じぐらいになっているんですけど、これ5年度と6年度と、どういふふうな推移を教えてくださいたいのと、僕が言ってたんは、申告制やから、もうちょっと周知をしていただきたいという話もしていたんです。これで結果そうなったのか。要は高

校生の人たちが全国大会行ったときにも、これを知らなくて、要は漏れている子がおるとい
うところをお話しさせていただいたんですね。そやから、その辺がどうなったか。この結果、
そういう方々が増えたかどうかというところを分析していただいているかどうかちゅうの
をお聞かせ願いたい。それ1点と、次に46ページなんです。2款1項4目で市有財産管理事
業の中の12委託料、當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務920万7,000円なんです。これ
予算とこれ決算一緒の額になっているんです。これ、事業者さんが1者しか来なかって、こ
れ予算と一緒に、これ債務負担でやられたと、5年度、6年度、やられたと思うんですけど、
これが予定価格、予定額と一緒にというような、僕、予算と一緒に同額の決算という、じゃな
かったのかな。入札されたんか、何かプロポーザルか分からないですけど。ほんで、それを
教えていただきたいのと、ほんで、これの効果ですよ。成果どういうふうが上がってきた
かというところを教えていただきたい。3つですね。ちょっと待ってくださいね。

そしたら、51ページの2款1項8目自治振興費の中の防犯カメラ設置管理事業の13節使用
料及び賃借料、防犯カメラシステム賃借料というところで、これの内訳を教えていただきた
い。何台ついたっていうところを教えていただきたいと思います。

増田委員長 成果報告書に載ってなかったかな。

まず、激励金についてですね。

石田課長。

石田秘書広報課長 秘書広報課、石田です。よろしくお願いいいたします。

まず、令和6年度が前年度に比べてどうかというご質問かと思えます。令和5年度は個人
が29名、団体が5組となっております。令和6年度は、スポーツ大会のほうで、個人が35名、
団体が5名で、令和6年度から開始しました芸術文化部門で個人が1名に激励金をお渡しし
ております。周知のほうなんですけれども、令和6年度から、ホームページ等で、また広報
等でもまた周知させていただいております。申し訳ないですけど、高校生がどれぐらいいた
だかれているかというのは、今一覧を取り寄せておりますので、また後ほど答弁させていた
だきたいと思えます。

増田委員長 石田課長。

石田秘書広報課長 秘書広報課、石田です。

高校生は6名、対象者がおられました。

以上です。

増田委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の木下です。よろしくお願いいいたします。

2つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用支援業務委託につきましては、この業務に関しまし
ては、(仮称) 當麻複合施設の整備により生じる既存施設の跡地、この跡地のほうの民間活
用に関しまして、可能性調査を含めた委託をいたしております。この業務に関しましてはプ
ロポーザルで公募を実施いたしまして、1者特定をいたしまして、随意契約とさせていただ
いております。

事業効果に関しましては、プロポーザルの提案を基に、民間事業者の参入意向調査のほうを実施をいたしまして、かなり我々が想定していたよりも数多くの事業者さんに声かけが可能となりましたということが、成果としては大きくなるのかなと思っております。その後に、公募の要件をアドバイスいただきながら検討いたしまして、広く公募をかけさせていただいて、現在公募中というところなんです、現在に至るところでございます。

以上です。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

委員、問いの3点目ですけども、こちらにつきましては、令和6年度は16台分の防犯カメラの賃借料となっております。令和5年度が31台分でしたので、15台分、リースアップをしたという形になります。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 激励金に関しましては、ホームページで周知していただいて、結構これ多分増えたのかなと思います。そうやって予算のときにお話しさせていただいてね。こういう制度があるんやと。やっぱり市長からこうやって激励してもらおうというのは、やっぱり子どもたちにとってうれしいことやと思いますし、今回でもまた、高校生もバスケットの方々も激励もしていただいてたし、やっぱりそうやって表彰されるということを、これから子どもたちもそのスポーツやっていく上でやっぱり励みにもなりますんで、こういうことをもっと周知していただいて、これ成果出ていると思いますわ、僕。これはもういいです。ありがとうございます。

それと、次これ、當麻庁舎のやつなんですけど、やっぱり1者プロが来て、言うたらこれ満額の予算つけてやっ取るわけですわ。決算も。これやっぱりあんまようないですよ。1者随契で、これ何か最近多いなと思うんですよ。もう1者だけとかね。やっぱりそれどうか考えやなあかんのちゃうかな。随契が僕は悪いとは思ってないんですよ。ただ、この1者しかないというところが、1者しか来てもらえてないというところが、よくないですよ。やっぱり何か発信の仕方が悪いんか、PRの仕方が悪いんか、果たしてこの事業に魅力が感じられてないのか、事業者にとってね。その辺何かちゃんと分析する必要あると思いますね、これは。これは、その辺どういうふうに考えられているかというのを聞いてもらえますか。

次、防犯カメラ、これ16台というところで、16台、これエリアというか、大字からのご要望とか、あと市がここは必要やというところのそういう内訳というのは分かりますかね。要は大字からの要望というだけなのか、もう葛城市が自らここを設置するというふうに決めているところという、そういうのがあるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

増田委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎再編の木下です。

ただいまのご質問、ご指摘のいただいたとおり、その公募に対して、この事業に関しては1者の応募しかございませんでした。結果的にはそうなってしまったんですが、そのプロセスというか準備時段階では、たくさんの公募をいただけるように幾つか事業者さんのほうに

も声かけをさせていただきまして、できる限り参加いただけるような要件として公募をしたつもりではございました。ただ、業務内容的に興味を持っていただいたところにしか当てはまらなかったのかなということも思って分析しております。その後、プロポーザルの案件というのもたくさんうちのほうでも実施をさせていただいておりますが、それぞれこういった経緯も踏まえて、たくさんの方に来ていただいて、競争していただいてこそ、いい提案がいただけるということは認識をしておりますので、できる限りそういう形に持っていけるように努力は続けているつもりでございます。

以上です。

増田委員長 今の答弁は、西川委員のご質問は全般、市全体の入札の競争力の問題というご指摘についていいですか、ご質問でございますので、全般にわたっての入札制度の指摘かなというふうに理解をいたしましたので、木下室長以外の方で広範にわたる入札に対する考え方のご答弁を求めます。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいま木下室長に関しましては、跡地の活用の部分ということになりますので、なかなかこれも業務的には非常に特殊な業務であるということもあって、今プロポーザル方式のいわゆる導入に関して全体的な話をさせていただきますと、プロポというのは一応、地方自治法167条第1項第2号の2号随契ということでプロポをさせていただいております。当然、広く公募をさせていただきまして、それを提案をして、提案プラス、提案上限額という金額とも含めて最終的な審査をさせていただいております。それは、プロポの選考委員会というのをそれぞれ設置しておりますので、それに基づいてやっております。今、考え方としましては、できるだけ、当然1者随契、1者のプロポ参加ということに関しては、もちろん避けるように努力はさせていただいております。現実には、計画策定などは、逆に一次審査をするぐらいの応募もあるので、非常にその業務によってはばらつきがあると思います。現状はもうできる限り広く周知をさせていただきながら、こういう仕事を市として出すので、業者さんのほうのいろんな提案を応募するという考え方にしかならないと、今現状はそういう形でさせていただきますが、今後は更にこういった形で、より多くの参加者が来ていただけるかということは研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

問いの2問目ですけども、防犯カメラの設置につきましては、平成28年度から本格的に取付けをさせていただいておりますので、当初は通学路等から設置が始まったというふうに認識はしております。令和5年、6年につきましてはの設置につきましては、もう大字要望をいただいで、そっからつけているという状況になっております。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 まず、防犯カメラに関しては大字要望、これ、もうだいぶ今年度も補助を出していただい
てもらっていると思うんですけど、だいぶ増えてくると思いますわ。そやから、これも結構
やっぱりいろいろと防犯の意識が高まっているので、皆、これについては、しっかりとまた
引き続き対応していただきたいと思います。

それと、プロポーザルで1者だけって、でも別にいけるんですけど、それはね。ただ、金
額もこれプロポーザルの点数の1つに入っていると思うんです、予算のね。点数の1つに入
っているんですよね。そやから、やっぱり提案してもらって、比べる、どっちがいいかなって
比べることもできないということは、なかなかやっぱりそれは厳しいんじゃないかなと思う
んで、これをちょっと、それは物によってはいっぱい来られる事業の、案件によってそれ違
うと思うんですけど、やっぱりそれはばらつきのないように、しっかりとどの物件について
も、せめて2者とか来ていただく、どっちか比べれるようなことはしていただきたい
なと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

石田課長。

石田秘書広報課長 秘書広報課、石田です。よろしくお願ひいたします。

申し訳ないです、先ほどの西川委員の答弁、高校生の対象者ですが、6が答弁誤りでして、
令和6年度は高校生4名、令和5年が高校生が3名という形になっております。

以上です。

(「増えてます、増えてます」の声あり)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 関連で1点、要はプロポーザル1者の場合ですけれども、これについては1者だけと
いうことで、改めて再公募、つまり仕様書も再検討して、再公募ということの考え、検討は
なかったのか、このことについて伺います。

増田委員長 林本部長。

林本総務部長 先ほども申し上げましたように、一応1者でも成立するということでございます。も
し参加者がなければ、当然再公告ということになるかとは思いますが。

以上です。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 1者でもオーケーということなんですけれども、一番考えられるのは、やっぱり公募
条件で、いろんなところが二の足を踏むということがあると思うんですね。これは難しいこ
とだと思ってしまうんですけども、広く周知するときに、いろんな業者との当たりの中で、やっぱり
そこら辺をうまく吸い取るというか、できるだけ広く応募してもらおうというためには研究し
ていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いいたします。

まず1個目、43ページの2款総務費、1項総務管理費の2目文書広報費の中の12か13なんかよく分からないんですけど、LINEありますよね、あの辺の話やと思うんで、ホームページも関連していると思うんですけども、今、葛城市はLINE4,900人ぐらい登録になって、去年から1,000人ぐらい増えてんのかな。前、3,700やその辺やったと思って。1,200人増えたんがやったじゃんなんか、ええ、なんかよく分かんないんです。ほんで僕、これ市のLINEの登録者数とすれば、俺は少ないかなと思っているんです。でも、参考する相手がおらんのですけど、他市とか他県とかって、やられているところで、どんなもんなんですか。僕1回前言ったかも分かんないですけど、何万人という登録のところも余裕であるんです。僕の周りの知り合いとかは、一応LINEで入ってくるからもういいよって人、多いっちゃ多いんですけども、登録者数自体は4,900人。これは1万人とか行く日が来るのかどうなのかというのが分かんないですけど、その辺のお考えと、今回1,200人に増えた、これ、1万人になろうか2万人になろうか3万人になろうか、これ料金変わるんですか。変わらないでしょう。ということは、多いほうがお得じゃんという話なんで、できるだけ多いほうがいいと思うんですけども、これを今後、今後の話していいんかどうかわかんないですけども、取りあえずこの1,200人という分析の結果ですよ。どう考えられているのかというのをお願いしたいのが1つと、もう一つは、ごめんなさい、議会費、聞かせてもらいます。37ページの1款も2項も2目も全部議会費で委託料とか、委託料とか全般的なことなんです、議会費の中で。今、議会としては市民の皆さんに開かれた議会といいますか、皆さんにも分かりやすいように見ていただくようにインターネットも配信しております。議会だよりもすごい一生懸命頑張ってもらって「きかせて！市民の声」とか、結構斬新なこともやっていただいて、議会のことをしっかり見ていただきたいなという思いでいろんな活動を皆さんやっていただけていると思っています。思っております。今インターネットのほうも、字幕も入れて見やすくなりというお金がここにどんとあるんですけども、これが多いか少ないかは一旦置いておいて、これで見えてはるのかというのが、なかなか僕らには伝わってこない。例えばYouTubeであつたら、何回再生、出てくるから見たら、人気ないな、すごい人気と分かるんですけども、我々の議会の委員会なり議会、委員会の発言とかってもう皆さんいいことをおっしゃる方もおられるし、理事者の方も、いいことやっておられる方も、いいことやっておられるって発表の場やと僕は思ってやっているんですけども、実際見ていただければ、あまり意味がないというか、そしてそれが、例えば3人しか見ていませんやったら、10人にする努力というのを議会も引き続きやっていかなあかんと思うんで、今のこの議会事務局にお聞きしますけども、録画なり生配信なりって何でもいいと思うんですけども、その辺の人数的なもん、これが少なくとも皆さんショックを受けないように。それが現実なんで。ただ、これだけのお金使っているということは、それなりの成果を僕らも聞いとかなあかんので、一旦この2つお願いします。

増田委員長 石田課長。

石田秘書広報課長 秘書広報課、石田です。よろしくお願ひいたします。

LINEの登録者数についてというところでございます。他市との比較はしております。県内12市のうち、葛城市は9番目の登録者数、率となっております。そこを分析させていただきました。一番多いのが香芝市さんではあるんですが、そこは結局、何をきっかけでLINEに登録されたかというところやと思います。香芝さんで言えば恐らくコロナワクチンの予約を当時LINEでされてた。1回登録されるとなかなか解除って、皆さんなかなかされない。全国的にも調べさせていただくと、LINEで登録するとクーポンの配布とかというのもされたところもございます。そういったことがない、葛城市、今しておりませんので、そこで伸び悩んでいるという発想もありますが、また別途、当然LINEですんで、市からの情報が欲しいと。葛城市の場合は、防災行政無線がまずございますんで、そこである程度の情報は得られる方が多いと。県内12市、防災行政無線は恐らくないと思いますので、そういったところで情報の、葛城市の場合はいろんな情報の提供の仕方がございますんで、LINEだけではないというところはまず、そこで逆に言うとLINEの登録者数の伸び悩みとございますか、鈍いところはあるのかなというふうには感じております。

以上でございます。

増田委員長 米田局長。

米田議会事務局長 議会事務局の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、ライブ中継の配信のアクセス数でよろしいでしょうか。過去3年間ぐらいで申し上げさせていただきます。まず、令和4年度が1万7,464件でございます。令和5年度が2万697件でございます。令和6年度が1万2,830件というアクセス数になってございます。これは今申し上げましたのは、ライブ中継配信でございます。

続きまして、録画配信のほうでございますが、令和4年度のアクセス数が4,048件、令和5年度が4,268件、令和6年度が5,224件という実績でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 防災無線があるからというのは、確かにそうでしょうね。あれ、同じ内容ですからね。それは分かるんですけども、でですよ、9番目というのが、いいのか悪いのかというのは一旦置いておいて、それでも延ばしていくんかどうかという努力はどうされるのかというのをお聞きしたいんです。9位がええか悪いかとかじゃなくて、1万人ぐらいいくのか、簡単に言うたらね。1万人ぐらい、そこ目指さんかったら到着しやんと思っただけで、例えば今おっしゃったみたいに、香芝市さんはそういう方法で増えたということでしょう。それはそれでいいとして、葛城市としては、これはもうちょっと伸ばしていきたいのか、伸ばしていきたいと思っただけで、はるともちろん思っているんですけども、その方法を考えられてんのかということなんですよね。それがなかってもいいんですけども、目標がなかってもいいんですけども、僕はどうせやるんやったら、行政のやつやったら、1万人ぐらいいったほうが格好いいなと思うんです。かっこよさはどうでもいいかも分かんないんですけども、4,900人というのは3万8,000人の人口に対してはちょっと少ないかな。だから9番目なんかな。でも、うちは防

災無線あるから、これ一応理は通ってるんで、僕はそれでいいと思うんですけども、次年度以降、次からどうされんのか。そういう増やしていきます、努力をしますみたいな答えになると思うんですけども、その辺の意気込み、お願いしたい。もう毎年僕、これ聞いてるんでね。それが1個、2つ目の質問で、議会事務局のほうのこの数字が、これも同じくなんですけども、今これお聞きして、皆さんがこれが多いという少ない、これ単純に4で終わるって話ですもんね、1回の議会で。4で割ったときに、多いんか少ないんかというのは皆さんの判断にお任せしますけども、改選があるんで次の話になると思うんですけども。これ、例えば前の百条委員会とか話題性があるもんだったら上がるのはもちろんそうやと思います。今話題がないかって言われたら、そんなこともないと思うんですけども、ただ、これをどう捉えるかというのは、次回以降考えていただいたらいいと思うんですけども、やっぱり次はプラス他市、他県、同じ人口規模であったり同じ議員数のところで、どういった動向で、これが多いところと少ないところと参考にして、どうやって増やされてんのか。多分取組やられているところは絶対あると思います、全国探せば。やっぱりこんだけのお金かけて、費用かけて、インターネットで皆さんに公開して入れるのは別に義務とかじゃなくて、見ていただきたいからやっていたらいいと思うんです。少なくとも。これも10万人見たからって料金上がるわけじゃないじゃないですか。ということは、多く見られたほうが僕はいいと思うんで、次回以降の課題としてお願いしておきます。LINEのほうだけお願いします。

増田委員長 石田課長。

石田秘書広報課長 秘書広報課、石田です。よろしく願いいたします。

決して4,900人がいいとか、逆に言うたら悪いというわけではないんですが、決して増やさないということは何も一切考えていません。増やす努力といたしましては、イベント等で、今LINEとかのQRコード、市のSNSのQRコードを張りつけたチラシであったり、そういったことを今させていただいております。LINEの最終的な目標というのは、市民皆さんに市の情報を行き渡らせるというのが多分、委員おっしゃっているような意味だと思いますので、その努力については、我々秘書広報課としてもやっぱり重要な課題と考えておりますので、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 最後ですんで、やっておられることはもういいと思うし、僕はぜいたくなこと言っているかも分かんないですけども、1個僕が気になっているのは、今の状況やったら、この状況のままなんやなと思うんです。新しい、1個新しい今の幅の以外のところにアピールできる何か新しいコンテンツを入れるような発想でやっていただきたいと思うんです。今のところというのは多分分母が同じところに発信していると思うんですよね。例えば携帯電話持ってない、持っているけど、そんなん使い方あんま分かってない方に向けて、これを入れると、こういうこと分かりますよというふうな、ちょっと違うところの目線のアピールを次やっていただいて、伸び率というか、登録者数を上げるように、今のままやったら多分、多分来年も1,000人上がるか上がらんか程度やと思うんですよ。じゃなくて、違う方向を向いた新しい

コンテンツを考えるように努力していただきたいなと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 決算書では49ページ、私見てんのは、成果報告書の17ページの公共交通、公共バス、前の前のこういう委員会の中ではよく出てくるお話なんですけども、利用者、一向に伸びてないと思いますけども、その辺の実態というものをお示しをいただきたいというふうに思います。私が注目しているのは、新しくされた一番新しい予約型の乗合タクシー、これについて、1日平均1.87人のご利用というふうに成果報告書のほうでは載っています。普通に考えて、この1.87人をまずどこから出ている話かなと思っているんですけど、例えば普通、行ったら帰ってくるで、これを1回、1人というカウントをされているのか、乗合タクシーで行きました。ほんで帰られた。帰りも使われたというのは、2人としてカウントされているのかというのを確認しておきたいのと、極めてこれ少ないわけですよ。少ないということになると、バスは何便やから、時間がどうのとかいうことあるかと思うんですけど、乗合タクシーは予約をしてするので、時間を時間、どういう形式をもつてこの数が少ないのかという分析をされているのか。バスの場合は、やっぱり時間がもう全然合わないねということで、乗れないとかいう、その理由は分からないことないんですけど、予約型タクシーだったら、予約しておいたら乗れるというふうに私は思うんですけど、ただもうタクシーの便数が、タクシーの台数が少ないとか、何かそこに何の要因があるのかなというところで、どういう分析されているのかお示しいただきたいと思います。バスの状況と、乗合タクシーがなぜ少ないのと。一言に集約するとそういうことです。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いたします。

まず、バスの利用状況から言いますと、環状線のほうは、令和5年度は、総人数で3万6,440人、また、令和6年度は3万9,035人と増加の傾向でございます。あと、ミニバスのAルート、Bルートにつきましても、昨年度より増えておりまして、A、B、Dで総数、令和5年度が1万2,064人から1万2,505人と、このルートに関しては順調に今増えている状況でございます。委員お述べのとおり、まず予約型乗合タクシー、この1.87人というのは、まずカウントの方法なんですけども、行って帰ってきたというので、まず1人という形でカウントしていますんで、そのようなカウント方法です。この人数につきましても、やはりちょっと少ないということは考えておるところでございます。

やっぱり何が違うのかといいますと、やはり先ほど言った環状線とミニバスルートは、定時、定路線で走らせておりますので、時刻どおり来るといった点がやはり大きいのかなと考えております。予約型乗合タクシーにつきましても、まず予約してから、そのルートの路線に乗っていただくというところが、やはり少しネックになっているのかなと現在は考えておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 いろんな工夫もされて、公共交通、これ市民の意見、どの議員さんも皆聞いておられるやろうと思います。増加傾向にあるとはいえまだまだ少ない。これは努力されて、増加しているということについての努力は、私はそれはいいことやと思います。今申し上げているバスが届かないところに乗合タクシーを導入されたという考え方かな、地域的にね。じゃないの。違います。いやいや、じゃそれは後で。乗合タクシーという形を導入されているにもかかわらず、今行って帰ってきたらそれは1人やと。それはよく分かりました。でも、2人も使うて、1日2人も使われてないということについて、今、担当部のほうではネックかなと。じゃ、ネックかなと思っているだけと違って、やっぱり需要はあると思うんですよね。需要はあると思うので、どういうふうに関今後、周知されてないのかなという気もするし、何にそこがネックかなという、何のネックあんのかという分析もされないと駄目やと思うんです。制度として導入されたんだから、ここんところをもう一度、私の考え方間違っているという部分ありそうなので、それについてはそれで説明していただいたら結構です。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 まず、この予約型乗合タクシーの導入の経緯なんですけども、もともとこのEルート、Fルートにつきましては、定時、定路線で運行させていただいておりました。その中でやはり利用者がずっと減少しておりましたので、費用対効果の面から、もう少し安価で利用しやすいようなことという面で、予約型乗合タクシーというものに変更させていただいて、現在運行している状況です。ただし、同様に伸び悩んでいるという実態はございます。もともとEルート、Fルートにつきましては、人口が少ない地域というのもございますので、これにつきましては、どういった形がいいのかというのは、現在いろいろ分析をさせておるところでございます。いろんな方法があるんですけども、やはり市といたしましては、なるべくやはり低予算で効果の高いものというのを根本の考え方に持って、今どういう形態がいいのかというのを今見直しをしているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 葛城市には人口の話をするれば、話ずれ過ぎるか分からないけど、今もう減少傾向に、ちょっと減少ぎみになってきたと。この予約型タクシーを走らせているところというのは、さっき言うた、バス走らせてたけども、あまり利用者数がないと。私バスのときよりも減っていると思いますよ、これね。まず、もうそれすら問題やし。活性化せんあかんということについては、理事者側も市長もおっしゃっているわけですよね。ここについては、もう少し今後考えていきたいということだから、しっかり考えていただくようお願いしておきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 バスなんですけど、なかなか高齢者の方って、時刻表を見たりとかするのが大変とかとい

うのをよく聞くんですよ。帰りは何時バスがあるかとかというのをなかなか見れない中で、今サービスとしてマイ時刻表をつくりますというのをされていると思うんですけども、申込みの件数とかはどんな感じなんですか。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川でございます。

何十件かはあったと思うんですけども、今、数字が持っていないので、また後ほど回答させていただきます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 という感じで、やっぱり周知がなかなかできてないのかなというふうに思っておりますので、その辺のところをもう特に高齢者向けに周知の方法を考えていただけたらと思います。

増田委員長 ちょっと聞くんですけども、法定協議会でいろいろと課題出ているのかなと思うんですけども、その辺でご協議されている内容について、何か改善の提案とかは出てないんですか。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

法定協議会で議論はしておりまして、葛城市の公共交通計画においても、このD、E、Fについては、やはり何かしらの手だてをしていかないといけないという計画を持っておりますので、今現状、いろいろ考えながら今検討している段階でございます。

増田委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの西川課長の答弁にちょっと補足させていただくと、法定協議会の中で毎年、委託料という形で調査費も計上させていただいておりますので、その中でいろんな他市の状況もコンサルさんの力も借りながら調べておる状況です。例えば他市でしたらA I デマンドとかいろんな方法もあるんですけども、今の形態を維持しながら、新たに運行をどのような形で、タクシー事業者さん、実際民間事業者さんもあるので、そういうような関係も整理しながら、どのような形態がいいのか、また、福祉的な有償運送交通もいろいろ手段はあると思いますので、更に研究していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 高齢者の方対象やと思うんです、主にはね。僕この前頼まれて、ある方に頼まれて、もう携帯とか分からんねん、紙で頂戴と言われたから取りに来たんですよ。あれですよ、時刻表。高齢者の方相手に。もうその時点でずれていませんか。もう字ちっちゃいし、いっぱいだ一って並んでるし。それをもうちょっと細分化して、せめて、とかやるとか、例えば何かツアーじゃないけどパッケージで、買物ツアーみたいなパッケージ組むとか、もっと分かりやすいことをすることがまず第一歩やと思うんです。僕はあの時刻表を見た瞬間、僕でも見えへんですよ。ということは、対象がちょっとずれてるような気がするんですよ。そうい

うところから僕は改善していくべきやと。今のやり方やったら、多分今と同じ結果やと思うんで。その辺紙ベースの問題も、さっき言った予約のあれとかもそうやし、AIがどうかというのも、それは今の現代の方の対象やったら分からんでもないけど、でも高齢者の方お一人って考えたときには、だいたいそれ難しいこと言ってませんってなるんで、その辺、別に答弁いいですよ。間違ってたら言うてほしいですけど、僕はそういう今のまじじゃなくて、ごろっと変えることがあれかなと。あれを1枚にしてるから、ちっちゃなるのは分からないでもないですけども、そういうところの工夫もやっていただいたほうが僕はいいと思いますけどね。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。すいません、マップというのはこのA3のやつですか。ちなみにこの令和5年の5月に葛城市公共交通おでかけマップというのを作成いたしました、若干ちょっと見やすくはしているんです。

(「若干言うてもうてますやん」の声あり)

西川企画政策課長 かなり見てもうたら、このページ1ページでもう時刻表が書いているような感じなんで、もしもこちらのほうがよければ、市のほうに取りに来ていただければ、お渡しできますんで。あと、そのためにやはりマイ時刻表とかというのをつくらせてもらっているんで、できる限りやっぱりサービスを利用しやすいような環境は努めてまいりたいと考えております。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 若干って言うてもうてるんでね。分かりました。若干いいのがあると。僕が取りに行ったときのやつよりはいいやつがある。それはそれでいいんですけども、それを見やすいという判定は僕できないんですよ。僕めっちゃ老眼進んでいるタイプなんですけど、でも、それでも今見た感じ、じっくり見ようかなというイメージのもんではないから、もう一回考えてくださいねってお願いしているだけなんで、別にそれがあかんともええとも言ってないです。ただ、それを高齢者の方に、これ見やすいでしょうというのは、僕は言えないです。というだけの話です。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。

先ほどのマイ時刻表の件数について答弁させていただきます。令和6年度は、すいません、私の記憶違いで7件でした。令和5年が9件となっております。ここももう少しやはり利用しやすいように、ホームページとか広報では周知はさせていただいているんですけども、なかなかやっぱり利用いただけないという現状があるので、もう少し改善点を検討したいなと考えております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

奥本議長。

奥本議長 関連で、今後の公共交通の在り方というところで意見述べさせていただきたいんですけど

も、法定協議会、私、今年から初めて出させてもらったんですけども、以前の内容も確認した上でやはり感じるのは、地域の公共交通事業者を守るための制度としかも考えられないんです。やはり住民の利便の向上のためにという趣旨が、どちらか言うと二の次になっているような気がするんです。ですから、利用者が少ないバス路線をこういう形にタクシーのこれって言っているけども、実際これが先ほどおっしゃったように課題があるじゃないですか。利用しにくい課題がある。そしたら、実際に使われている方にとっては、あるいは使いたくても使えない方にとっては何がいいのかという発想が、どうも後手後手に回っている気がするんです。全国もその辺、今この公共交通の問題、そこがポイントなんですけども、場合によってはもしかしたら、タクシーチケット配るほうがいいかもしれない。ただ、タクシーチケットにすると、本来使ってほしい人が使わないとか、ほかに回ってしまうという懸念があるんで、なかなかそこに踏み出せないという理屈もあるんですけども、おっしゃっているように今いろんな意味で、タクシーに限らず、公共交通の再編のところに向けて、やっぱり皆工夫されているんですけども、うまく進まないのは、基本的にやはり事業者の保護というところはどうしても視点がいつているからかなという気はするんです。それも大事なんですけど、やはり地域の移動手段の確保という意味で考えたら、もう少しそちらのほうの視点で今後取り組んでいっていただきたいなということで、これ要望だけしておきます。

増田委員長 関連で。

谷原副委員長。

谷原副委員長 公共バスの件で関連で1件なんですけど、利用者が増えているというのは大変うれしいことで、無償化したこともあって、非常に喜ばれていると思うんですけど、それに伴って私どもが聞くのは、バス停です。バス停。暑い中、高齢者がもうずっと待つと。ベンチもない。日陰もない。クーリングシェルターか、公共施設とか夏行きたいけど、まずバス乗って行くまで、あっこで立って行くのがもうそもそも暑い中大変やと。何かバス停、何とかしてもらえませんかという声をよく聞くようになってきたんですよ。これについて何かお考えがあったらお聞きしたいと思うんです。バス停のところですね。お願いします。

増田委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの谷原副委員長さんのご質問にお答えをしたいと思います。

猛暑で、やはり停留所まで行くために傘差して行かれる姿を私も存じ上げております。かなり暑いので大変だろうなと思っております。その中、しあわせの森公園に設置をいたしましたゴンドラみたいな形のしたベンチ、あれ今3基ついておりますけれども、あれを市内の各所に、これは熱中症対策です、持っていけたらいいなという構想もしております、そんなんをご利用いただけたら、今、副委員長おっしゃる対策にもなるのかなというふうに考えておりますので、研究は必要ですけども、頑張っって取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 バス停の位置が大変狭かったりするところもあるので、できたらそういうふうに、地

域の防災公園、公園の辺りに、近くにバスが来るの見える辺りに、そういう待機するところを設けていただいたら、高齢者の方も座って、バスが来たからということで、そういう工夫もよろしくお願ひしたいと思います。

増田委員長 私、先ほど法定協議会というふうに表現しました。やっぱり一番、この公共交通の議論をする重要な会議が法定協議会やというふうに認識しています。ここでは予算、決算の市議会としての役割を果たしているわけなんですけども、いろんなご提案も、この法定協議会に乗って何ぼになるのかな、前進するのかなというふうに思いますんで、議会としての声というのが、法定協議会に伝わんのかどうか。担当課のほうで、議会からこういうご意見を頂戴していますというようなことは、課題として上げていただくような場面ってあるんでしょうかね。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

この法定協議会には、議長と総務建設常任委員会の委員長、入っていただいていますので、議会からの意見ということは伝わると認識しております。

以上です。

増田委員長 ということは、議長並びに総務建設常任委員長が出席した折に、議会から出た意見というのはまとめてご発言いただくということが、議会としての意見、市民の声を伝達できる機会やと。こういうふうに理解しといたらいいですね。分かりました。

奥本議長。

奥本議長 今の話、今年度、私初めて参加させてもらったところで、全部の意見はまだ伝えきれてないとは思いますが、ただ、今後の公共交通の在り方の1つの考え方として、例えば今、全国各地、国交省も旗振ってる無人運転のそういう車両の導入とかのやつを聞いたことあるんですけども、やはりその議論はここではもう取り上げないという話だったんで、やはりさっきも私申しましたように、今の現状の事業者の優先した話になっているかなという気はするんです。だから、今、委員長おっしゃったように、やっぱり市民の声、議会からの提案というのは、出したときに、その辺りもやっぱり検討の課題に乗せていってほしいなという気はしました。だから、そこは願ひするしかないかなという気がします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 法定協議会としては、今、課長のほうから答弁ありましたように、議会からも代表の方が出ていただいております。ただ、そこへ持っていく過程の段階で、議会からいただいた意見というのは尊重して検討させていただいております。今、議長のほうおっしゃいました、例えば無人のバスですとか、あとA I デマンドですとか、そっちは検討しているんですよ。ただ、それが非常にコスト的に高つくということも分析をしております。非常に話題性があるんで、無人バスなんか走らすと話題性はあるんですけども、導入といいますか、モデル的に入れるときには国が援助いただけるんですけども、それを継続的に本格的な事業化にしていくということになれば、援助がなくなってしまう。それとA I デマンドについても導入コストが非常に高い、維持コストも高い。それを考えた中で、今の運行をしておるわけでござ

いまして、決していただいた意見を全く参考にしていないということではないということをご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 決算審議につきましては、7,689万の事業効果という議論をしている中で、より効果的な事業運営という意見の中で、そういうふうな議員からの意見、市民の声をいろいろと発言をしていただいていますので、できるだけ事業効果の高い手法というのを法定協議会等で議会としての意見というのも反映する場所があるということをお聞きしたんで、今後よろしくお願ひ申し上げておきます。

ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 3点ほど質問させていただきます。

37ページの1款1項1目12節、13節にわたりますがペーパーレス会議システムということ、議会事務局のほうにお聞きします。令和6年度からこういうタブレットを使ったペーパーレスの会議になりました。ペーパーレスですから、これまでの予算書、決算書とか、もう印刷しなくなりましたし、いろんな文書も印刷しなくなつて、全て電子データになっているわけですが、この予算削減効果、どのように見込まれているのかお聞きします。

2点目、42ページの2款1項1目の1節ですが、入札契約事業に関係して、入札監視委員会による入札契約適正化に向かつての委員さん方の会議をやっていただいておりますが、これ結果はホームページにも公表されております。私も見ますけれども、委員の方々も非常に勉強されて、非常に入札監視委員会の議論のレベルも上がってきてんだなというふうに感じるころなんです、この具体的な成果、入札監視委員会をこれまで行ってこられて、その提言等を生かして実際にこういうことを改善したということがあれば、令和6年度に限ってでも結構ですからお願いします。

それから3つ目です。43ページの2款1項2目の10節ですが、広報発行事業ということで、これは成果報告書の12ページにもあるんですけども、発行部数が月平均約1万4,000部、これだけ印刷しているわけです。印刷物が1万4,000、約ね。月平均。これ大字自治会を通じて配布しているんですが、大字自治会に下している数は大体月平均幾らになっているのか。これ公共施設にも置いておりますから、全てが1万4,000が大字に行っているわけじゃないと思いますので、その3点、それをお聞きします。以上3点お願いします。

増田委員長 米田局長。

米田議会事務局長 議会事務局の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、谷原副委員長の1つ目のご質問でございます。ペーパーレスによる予算削減効果というご質問であったかと思ひます。

ペーパーレス会議システムにおきましては、令和6年の12月議会より試行的な導入を行い、令和7年の3月議会より本格的な導入のほうを行わせていただいたところでございます。導入に当たりましては、導入年度のみ委託料のほか、システム機器賃借料として6か月分で65万3,400円と、システム使用料として5か月分で23万1,000円を執行となったところでござ

います。予算の削減効果という観点からでございますが、年度を通じた予算比較となりますので、ただいま申し上げましたこれらの費目の令和7年度予算額につきましては、システム機器賃借料、それからシステム使用料の合計額といたしまして、186万2,000円となっているところでございます。細かな部分はさておきまして、従来の業者委託による製本済みの予算書及び決算書に係る印刷製本費として計上しておりました予算額とを比較いたしますと、予算書で約95万円、決算書で約100万円の計上がなくなったことから、削減効果といたしましては、差引きで9万円程度と見込んでいるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

入札監視委員会の件ということでございます。

入札監視委員会につきましては、令和3年度に条例を制定させていただきまして、委員会が設置されております。いろいろ契約方式別に審議をしていただいております。当時、葛城市は指名競争入札が主流でございましたが、入札監視委員会等のご指摘もございましたので、令和5年度からは基本的には一般競争入札を実施するようにいたしまして、市としての恣意性が少なくなり、公平な入札へと変遷しているというふう感じておるところでございます。

改善できてないという課題につきましては、予定価格に比較して落札率が極端に低いものがございます。予定価格の精度の向上も指摘されております。事業によって、もしくは事業者の様々な状況によるところもございますので、なかなか改善されないというところが今現状として私どもも認識しております。

また、建設業の就業者の減少、それから品質確保、地域雇用機会の拡大等の法律の趣旨も踏まえまして、最低価格の導入を検討するようにご指摘もいただいております。この件に関しましても、要綱等の制定も含めて、今現在、課内で検討しているというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 石田課長。

石田秘書広報課長 秘書広報課、石田です。よろしくお願いいたします。

広報かつらぎは令和6年度におきましては、月平均1万4,603部発行し、各大字へは月平均1万4,152部をお渡ししております。

以上です。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。

まず、1番目のペーパーレスですけれども、意外と印刷費と比べて大きな削減ができたなというふうに思っております。ただ、いい面と、我々も使ってみて非常に不便な面があるんですね。今、理事者側を見られると、紙繰っておられるので羨ましいなと思いつつながら、先ほど私のあれもフリーズしたりして、なかなか慌てることもありまして、紙の安定性というこ

ともあろうかと思うんですが、そこで2問目お聞きしたいんですけども、私、今後、この決算書、予算書の基本的なデータにつきましては、もうちょっとこの中ではなくて、例えば議会のページ、葛城市の議会のページのところに、会議録検索と同じように、市民の方も閲覧できるように形で保管していただいたら、私も利用しやすくなるかなと。これ意外と過去のもの見ようと思ったらすごく大変なんですね。それでまた比べるのもすごく大変なので、そこら辺、今後、決算・予算書について改善するところ、どうお考えなのか、議会の問題か。議会事務局に聞くことないので。意見として申し上げておきますので、またご要望申し上げたいと思います。再質問はありません。

2つ目ですけども、入札監視委員会についても、指名競争入札から一般競争入札への提言があったということで、改善もしていただいたということで、今度、最低制限価格の問題、やられているということで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。特に再質問もございません。

それから、3番目ですけども、実は50ページのところに、50ページの2款1項8目、これ昨年度も私質問しているんですが、50ページの2款1項8目まちづくり一括交付金、成果報告書は18ページです。ここでは広報配布は、大字自治会にお願いして配布しているんですね。そこで、このまちづくり一括交付金の中に、交付金として1世帯当たり年間1,000円の配布料を支払っているんですよ。ところが、この成果報告書18ページ見ますと約1万5,000、6,000世帯へ配布するお金が計上されていると。印刷は先ほどありました、下している数も含めて1万4,000部余りです。ところが大字へ下す配るお金は1万5,000円世帯分余り配っている。これ1,000円ですから、500世帯でも掛け1,000円やったら50万円ほど余分に大字自治会に配ってもないのにお金を渡すというふうなことになる。これについては、昨年度も私、改善を求めたんです。少なくとも委託契約にするなりして、委託契約、部数に応じてきちっと支払えと、そこはね。ここの考え方がどうなっているのかということをお聞きします。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願ひします。

まず、交付金の性質上の意味合いのほうから説明させていただいたほうがいいかなと思っていますので、ちょっと説明させていただきます。

交付金といいますのは、法令または条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して、この地方公共団体の事務や事業等を行っていただいている場合において、その報奨として一方的に交付される点というのが補助金と意味合いが違っております。補助金というものにつきましては、特定の事業に対して支出するものですので、補助金と交付金の意味合いが違うというのをまずご認識ください。このまちづくり一括交付金につきましては、要綱の趣旨にございますように、住民の行う自主的なコミュニティ活動を促進し、地域の自主防災能力を高め、地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりを支援するとともに、市民への情報伝達を円滑に行うために交付するものと定められております。また、交付金の対象となる事業は、魅力あるまちづくりに資すると認められる事業のうち、市の補助制度で対象のない事業で、

かつ政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業を除くと規定されております。この交付額の算定方法においては、先ほどおっしゃいましたように地域振興活動事業、安心・安全なまちづくり事業、環境美化促進事業、広報等配布事業のそれぞれの算定方法に基づいて交付しておるものでございます。交付金の性質を考慮した上では、こういう広報配布部数に合わせて、例えば交付額を減らすといった考え方でなく、事務や事業等を行っている報奨として交付している点では、問題ないと考えております。

なお、環境美化促進事業や地域活動事業についても、同じように算出方法として世帯割というものは盛り込んでおりますので、もし本当に改善が必要であるというのであれば、この点も含めて検討していく必要があるのかとは思いますが、現在市としては、この点に関しては改善する必要はないと考えております。

ただし、谷原副委員長、以前からおっしゃるように、全世帯へ広報等配るというのは、これは共通認識は持っておりますので、そのような問合せがあれば、区長に交付金の趣旨を説明した上で、配布してもらうように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 3回目だから質問はできないんだけど、要は、行政がいろんな事務を依頼するに当たっての報償費として払うので法律的には問題ないと。しかし、積算根拠として、世帯数が1万4,000世帯ですやんか。配っているのが、部数が。だけど、報償費は1万5,000世帯分渡しているということは、その50万円は一体何のお金なんですか、何の事務のお金なんですか。私それが分からない。1つ言いますと、年間1世帯1,000円というのは、かなりの報償費ですよ。私1世帯で1,000円、年間ですよ、配布料としてもそんなに安くはない。何でそこに1万5,000世帯分ということで、配っていない1万4,000部しか下してないのに、配るのは1万5,000と計算するわけだから、これどう考えても納得できない。合わせたらいいいじゃないですか。それで単価を1,000円で足りなかったら、僕高いと思うけど1,100円でもいいし。これ何でその差があるのかね。事務費としても積算のやり方がちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。事務費やったら事務費でいいですよ。だから、何で世帯が1万5,000円で1万4,000しか下してなくて、そういうふうにするのか。配布料となっているから分かりにくいんですね。これは思いですわ、もう。議論しても始まらないと思いますので、そちらはそちらの言い分があると思うので。ちょっと考えていただけたらなということでご意見だけ申し上げておきます。

(「聞きますわ」の声あり)

谷原副委員長 聞きますか、どうぞ。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 僕もこの話ずっと聞いてて、そこはおかしいじゃないですか。おかしくない理由を言ってくさいって言ってる。おかしくない認識されているんやったら、負担金がどったらこつたらじゃなくて、例えば業者さんに折り込みチラシを出すときに、3万枚渡したら3万枚掛ける何円なんですよ。今の谷原さんのお話はそういうことじゃないですか。それが3万枚渡

したのに、請求が3万3,000枚で来たらおかしいでしょうということを聞いているんです。そこを明確にみんな分かるようにしてくれたらいいんじゃないですか。取りあえず1,000円が高いとか安いとか、ほかにやってるとか、それはもう一旦置いておいても、その数字合うてへんのおかしいでしょうというのは、ちゃんと分かりやすく教えてください。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

再度同じ答弁にはなるんですけども、あくまでその交付金の算定方法として、その世帯というのを計算方法に盛り込んでおります。例えばこの美化促進事業でしたら、市内一斉清掃事業ということで、これも世帯割の考え方で交付しております。実際それが、じゃ、同じように参加した世帯だけに配ったらいんじゃないんかと言われたら、多分大字のほうもそういう世帯ですとか、そういう考え方、集計するのは大変やと思いますんで、こういうまちづくり交付金という地域のまちづくりに資する事業を行っていただいているという観点で、広く世帯、計算方法がやはり複雑になるんで、あくまで基準としては世帯割ということで、各大字の世帯で交付しているものです。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、考え方としてはそういう考え方で交付しております。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 簡単に言うと、1冊配ったら何円とかじゃなくて、いろんな計算式ありまして、ここの数字とそっちの数字は合わないんですけど、雰囲気そういうお金を出しているということですよ。合わないですよ。ただ、合わないんですけど、そういう計算方法は分かんないですけど、それを何か図にとかってできることは、分かりやすくはできないですよ、多分。口頭で今聞いている限り、何回聞いても分からんからね。という認識なだけでいいですか。

増田委員長 1万5,000と1万4,000の算出根拠の違いを教えてください。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

1万4,000といいますのは、あくまで広報の配布している世帯ですよ。広報配布事業相当分として、まちづくり一括交付金で世帯を計算しているのは1万5,658ということです。そういうことです。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

(「よろしくないって、分からへん」の声あり)

増田委員長 分かりにくいんです。例えば、1戸の家の中で世帯分離をされている方が2にカウントすんのか1にカウントすんのかというところで、1万4,000と1万5,000の差が出ているとかね。

(発言する者あり)

増田委員長 そういうこと説明をいただいたら、なるほどこうなるんで。

西川課長。

西川企画政策課長 そもそもすいません、認識を間違えておりました。そういうことなんで、例えば

1つの屋敷でも2世帯、3世帯同居している場合がありますので、そういう場合は広報2部配ったりする場合もありますので……。

(「そのときは1部」の声あり)

西川企画政策課長 そのときは1部ですね。すいません、ごめんなさい、1部ですね。1部なんで、その差が出てくると。

(「世帯分離してんのが2部のところもある」の声あり)

西川企画政策課長 そういう認識です。
以上です。

増田委員長 ご理解いただけましたですか。
ほかに質疑はありませんか。
西川委員。

西川委員 関連って今のやつちゃいますで。42ページの谷原さんの関連ですね。入札契約事業のやつですね。入札監視委員会、さっきの報酬というところなんですけども、これについてあれなんですけど、さっき言うてはったんです、最低価格も検討していくという話やったんですけど、違ったかな、何か。それ詳しく聞きたいんですけど、聞きたいんです。今、委託契約の最低価格って葛城市決めてないんですよ。ほんでこれもう底なしなんですよね。ほんだら、品質、やっぱり委託契約いうたって、何で最低価格を設けてないのかなと僕思うんですね。品質がやっぱり業者さんとかランクによっても全然違うんですよ。やっぱりせやから、最低価格を底なしでいかはるところもあるし、結構見てたらね。だから、その辺の考え方聞きたいなと思ひまして、ちゃんと工事の請負契約の入札の場合は、やっぱり品質の確保というところで最低価格を設けてんねけど、委託契約もこれ一緒やと思うんですけどね。その辺の何か考え方がどうなんかな。葛城市は最低価格を設けてないのは何でかなというのを聞かせていただきたいんですけど。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課、倉田でございます。よろしく申し上げます。

最低価格の考え方なんですけども、一応何分、葛城市においては決まりというのは、今現在ございません。工事につきましては、国の指導もございまして、基準に基づきまして積算させていただきまして、最低基準価格を設けているというところでございます。ただ、最低価格基準、最低価格を設けるということにつきましては、正しい積算の根拠というのが必要になってきますので、今委託につきましては、どこの課も見積り等で作らせていただきますので、何をもって最低価格を設定するかというのがなかなか難しいというところがございます。それからあと、最低制限価格を決める根拠たる要綱もやっぱり必要なのかなというところもございますので、今現在、課内で検討しているというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 これ入札を出しているんですよね。それを言うたら見積り取って決めているんですじゃなくて、入札に諮ってんのに積算してないはずないじゃないですか、言うたら。大体そう、だ

って上限の予定価格決めてんねんからね。入札すんのに。それは積算してはりますよ、そら、こんだけやって。ただ、何で最低価格を設けてないんやっちゅうところですねん。委託契約の場合ね。そやからそこは、やっぱり決まりないとおっしゃったんですけど、これはやっぱり葛城市、いろいろ委託っちゅうことは、理事者ができないことを代わってその方にやっていただくということなんです。言うたら、簡単に言うたらね。せやから、請負とは全く違うわけですよ。せやから、ちゃんと品質を保っていただく人じゃないとやっぱりあかんわけなんですよ、これってね。やっぱりきっちりとね。そやから、そこを何でそれを設けられてないのかというところが、やっぱり検討していったほうがいいと思いますよ。全然ちゃいますからね。その辺はこの入札監視委員会ですか、入札監視委員会でいろいろ決めるのか分からないですけど、その辺も含めて考えていただきたいなというふうに、これは強く要望しておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。押してますよ。押してますよ。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。41ページ、2款1項1目の各種相談の商工観光プロモーション課の消費生活相談をお願いします。

毎週月曜日とそれから御所のほうで木曜日にされているようなんですけれども、これって相談件数が令和6年で45件で、令和5年で46件と、そんなに全然伸び悩んでいるんですけれども、周知はどのようにされているかというのと、それから44ページの2款1項1目11節で、指定金融機関の派遣所の手数料なんですけど、これももう過去に何回も決算でいろんな方が質問されているんですけれども、今の現在の利用時間帯と年間の利用人数を教えてください。

それから、48ページの2款1項7目の飛び出し注意看板で、予算が50万2,000円ついてたんですけれども、執行額が26万4,000円ということで、これはなぜかというのを教えてください。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いたします。

消費生活相談の件でございますが、周知といたしましては、広報誌、ホームページ、また広報用の物品等を作成いたしまして、そちらのほうで周知のほうを図らせていただいているところでございます。

以上です。

増田委員長 松本会計管理者。

松本会計管理者 会計管理者の松本です。よろしくお願いたします。

ただいま委員の質問いただきました指定金融機関の派出所の手数料のほうの分なんですけど、業務の時間に関しては、営業時間としまして9時から12時まで、1年間で9時から12時までという形になっております。利用の件数でよろしかったですかね、なんですけど、1日平均で計算させていただいた分では、1日当たり27.5件となっております。

以上でございます。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

3点目ですけども、飛び出し注意看板ですけども、こちらにつきましては、昨年、市内小学校の子どもたちが自らデザインした飛び出し注意看板の購入費用でございまして、入札を行った結果、安く作っていただいたということで、請負差金が出ているという形になります。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。消費生活相談なんですけど、以前からの答弁聞いていると、広報、ホームページ、それから物品というのはもうずっと変わってないんですけど、件数もせっかく毎週、週2回されているのにもかかわらず、ましてやもうすごくいろんな詐欺とかが複雑化になってきて、あらゆるところにいろんな罠が仕掛けられている今の現在の状況の中で、この件数というか、こういう窓口があるというのはすごく助かると思うんですけども、なかなか伸びていないというところで、周知がいつも一緒、ずっと一緒というところにも問題あると思うんですけど、利用者の年齢層とそれから相談内容、一番多い相談内容を教えてください。

それから、派出所なんですけれども、短縮、前はもっと長かったと思うんですけど、利用時間が短くなっているということで、多分利用、私の想像ですけど、利用される方が少なくなっていったりしているのかなというのも感じるんですけども、今、多様な支払い方法があると思うんですね。例えばコンビニ決済とか、それからスマホの決済とか、口座振替なんかはもうずっと以前からありますし、こちらをもっと推進して行って、そっちのほうに利用を移していくというような考えはあるのかどうか教えてください。

それから、飛び出し注意が入札で安く仕上がったということで、報告書では1万560円、1基1万560円を225基作られたということなんですけど、各小学校に5基ずつなんですけど、今、通学路とかを見ていると、もう古い飛び出し坊やが結構あったり、飛び出し注意の看板があったりするんで、私個人的にはそういうふうな小学生がわざわざ描いてくれたものもいいんですけども、普通のものにもっと変更していただきたいなという、普通のものをもっとたくさん作っていただきたいという意味で、普通の飛び出し坊やとかは、大体単価幾らか教えてください。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。先ほどの委員のご質問でございます。

まず、一番多い相談内容といたしましては、通信販売に関するものが非常に多いでございます。定期購入、ウォーターサーバー、サプリメント、化粧品等の定期購入に関するトラブルに関する相談でございます。年齢層といたしましては、全体45名さんのうち37名さんが50代以上、50代、60代、70代ということになっております。

以上です。

増田委員長 松本会計管理者。

松本会計管理者 会計課の松本です。よろしくお願ひいたします。

先ほど委員がおっしゃっていただいた、まず窓口、派出所の件数に関してですけれど、時間が短縮になってから以降の件数の幅はそんなに減少はされてない状況になっております。あと、納付の方法なんですけど、3月議会で西川委員のほうからもご質問いただいたコンビニ納付とかスマホ決済とかに関して、それに関しては今後、うちの会計だけではないお話になってきますんで、またどういったことができるかいろいろ研究させていただいて、取り組んでいきたいと思ひます。

以上でございます。

増田委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願ひいたします。

普通の飛び出し注意看板ですけども、単価的には7,700円となっております。今回作らせていただいたのが1万560円でしたので、安く作っていただいたかなというふうな認識です。以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 消費生活相談で50代以上の方が多ということ、相談場所、新庄庁舎でされていると思うんですけども、その前の啓発として広報、ホームページ、物品だけではなくて、何か講座を開くとか、高齢者向けにいきいきセンターとかゆうあいで、いろんな、特にこれに関した啓発活動をするということも考えていただければいいのかなというふうに思っています。

決算、派出所の件なんですけど、それは、本当にいろんな支払い方があるという、今現在の中でそれを前向きに考えていただきたいなというふうに思っています。

飛び出し注意看板は、本当に小学生の方が描いてくれたのはそれなりにかわいいんですけども、もっと必要な場所もいっぱいありますので、単価が安いものをたくさんの方が、私としてはいいのかなというふうに思っていますので、また検討お願ひします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 50ページです。2款1項8目の自治振興費のすむなら葛城市住宅取得補助事業なんですけど、これ、まず令和5年と、これは主要な、18ページ、令和6年度決算に係る主要な施策のやつに関しては18ページになるんですけど、87件、6年度なんですけど、これ取られた、これ令和5年度に比べてどうやったかというのと、あと見込んでた分、要は予算で予定してた件数とどうやったかというところをお聞かせ願ひできますか。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願ひいたします。

まず、すむなら葛城の利用実績なんですけども、令和5年度は新築144件、中古2件の146件で450万円という実績額になっております。対しまして令和6年度につきましては、新築住宅が87件、中古住宅1件の88件で272万円という実績になっております。令和6年度当初予算といたしましては150件程度を見込んでおりましたが、結果として88件という数字にな

ったということでございます。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川委員 もうこれ明らかですよ。一気に住宅が、令和5年度と6年度、ほんでまたこれ7年度も冷え込んでます、かなり。そやから僕、これ増やしてくれ、増やしてくれって予算でずっと言うてたんですね。もうちょっとそなん増やしてくれ、増やしてくれって言うてたんですけど、予算のときにね。これ今の状況、こんな形になっているんです。これ葛城市やっぱり真剣に、今までは特区というか、34条11号の特区でずっと来てたんですけど、やっぱりここ、物価高騰かなり上がっているんです。それはもう見込んでたこと、僕もう大分前にもこれ言うたんですね。せやから、葛城市、やっぱり子育ての施策、これ打ち出していくのはもちろんいいんですけど、それで来ていただくのはもちろんいいんですけど、もっとやっぱり来たい、住みたいと、ブランディングをしていかんと、これもうちょっと厳しいところになってくるのかなと。やっぱり葛城市、どっちかいうたら低価格で住めたというところが大きかったんで、子育ても、サービスも充実しているし、低価格で住めた、やっぱり一気にこの件数見ても、もうほぼほぼ見込んでた件数より半分やというところなんです。だから、ここはやっぱりもうちょっとここ踏ん張りどころや思います。しっかりと施策をもっとこの決算を見て考えて、やっぱりしっかりと考えていっていただきたい。僕らもアイデア出しますし、その辺はお願いをしたいなと思います。

以上です。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。もう委員、以前からおっしゃっておりまして、それに対する答弁も以前にさせていただいてたと思います。今の現状を考えますと、やはり家を購入される皆さん方の生活が非常に苦しい。それに相まって、物価高騰に一因が一番大きいんですけども、建築コストが非常に上がってきている中で、ローンを組むということが大変になってきている状況が一番大きいと感じております。これは葛城市のみならず全国的な問題であるという認識をしております。その部分につきましては、社会的な状況でございますので、葛城市が特にということではございませんが、委員ご指摘のとおり、葛城市は子育てしやすい環境であると同時に、全世代について住みやすい環境整備をしております。その辺のアピールの仕方というのを考えていきたいなという思いがございます。今現在、社会増減で申し上げますと、社会増のほうはずっと増になっております。ただ、その増の数が少なくなっているところがございますので、その辺の部分は、従前から申し上げております葛城市は次のステップに入りますというのはまさにその部分であります。当然コマースシステムもそうなんですけども、もう少し1ランク上の住みやすさを追求することによって、民間活力を導入することによって、その利便性等のアップを図りながら、更に住宅購入がほかよりか選んでもらえるようなまちづくりをしていきたいという考え方を持っております。もうご指摘もうそのとおりでございますので、頑張っまいます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでしたら、ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。議員の皆さんにはご協力をいただいて、休憩時間5分だけ取らせてもらうということで、トイレ休憩のみとさせていただきます。再開は11時40分とさせていただきます。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時40分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、決算書53ページ、地方創生臨時交付金事業から65ページの2款の最後まで質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 よろしくお祈いします。

まず54ページ、2款1項12目です。これ分かりやすいのは成果報告書の4ページに一般会計不用額一覧表というのがありますので、それをご覧いただいたらいいかと思うんですが、これは国の施策として、住民税均等割のみの課税世帯及び子育て世帯への生活支援金の支給についてなんです。これは不用額が大変多いんです。予算額が4,990万余りなのに、不用額が、支出額が2,700万、約、不用額は2,200万。4割方この支給されてないということなので、まず最初にお聞きしたいのは、この事業の予算の積算となった対象世帯数は幾らなのか、その不用額がそれだけ出ているということだから、支給した世帯数、予算の見積りのときの対象世帯数と実際に配付した世帯数、それがどうなのかということをお伺いします。

2番目、56ページの2款2項1目ふるさと応援寄附事業についてです。これは、成果報告書には寄附金の件数、他市町村から葛城市に入ってきた寄附金の件数や金額が書いてあるんですが、葛城市民から他市にどれぐらいの件数の方、どれぐらいの金額が出ているのか、あわせて知りたいなということなんです。これは歳入のところでは本来聞いたらいいんですが、3番目の質問と関係しますので、よろしくお祈いします。

3番目も58ページ、2款2項3目の過誤納金還付事業です。これですけれども、他市町村にふるさと応援寄附をした方は、葛城市の住民税、これを控除を受けられますよね。大体、他市町村に寄附したふるさと納税の寄附金の2,000円を控除されたそれ以外が、上限額はありますけれども、葛城市の住民税から控除されるということなんですけれども、これ控除を受けるために確定申告しなければなりません。この確定申告において、これはどのようにすれば控除を受けられるのか。これをお聞きしたいんです。具体的に言いますと、ちょっと専門的になりますけど、確定申告されている方はよく分かると思うんですけど第2表、第2表の上のほうは所得税関係ですね。ここにも寄附金控除のための金額を入れるところがある。下のほうに住民税及び事業税の控除についての記載欄がある。ここにも特例寄附金ということで、ふるさと納税を書くところがあるんですよ。これ両方書かないと控除できないのか。意外と下書かない人のおるんですよ。下の欄書かない。書かないことになると、他市にふるさと納税して、葛城市からも住民税取られると。こんなばかなことになるんでね。これ一体ど

ういうふうなことになるのかお聞かせください。要は控除はどういうふうにしてされるのか、よろしくをお願いします。

増田委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海です。よろしくお願ひいたします。ただいまの副委員長のご質問にお答えします。

まず、均等割のみ課税世帯についてご説明いたします。予算積算時点で900世帯を計上しております。次に、5年度、6年度のトータルで、実際の支給対象世帯は853世帯となります。次に、実際の支給世帯は826世帯となります。支給率は96.8%となっております。

次に、子育て世帯についてご説明いたします。予算積算については、児童1,100人で計上しております。5年度、6年度のトータルで、実際の支給対象世帯は446世帯、児童数839人となっております。次に、実際の支給世帯です。443世帯、児童835人となっております。支給率は99.3%となっております。

説明は以上となります。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。どうぞよろしくお願ひいたします。

谷原副委員長さんからの、まず2点目のご質問でございます。

葛城市から他の市町村への寄附金等の金額等についてでございますが、令和6年度の寄附件数といたしましては2,547件で、寄附金総額としましては1億8,718万円となっております。こちらの数値につきましては、毎年度奈良県に報告しております課税状況調べの数値でございます。寄附金の市外に出ている分で、以上でございます。

3点目の控除の件でございます。ふるさと納税をした方がどのようにして寄附金控除を受けるのかというお尋ねでございます。

まず、ふるさと納税をされた方から、先ほど副委員長のほうからもお話あったように、所得税の確定申告をしていただきまして、申告書の寄附金控除に関する欄及び第2表の住民税、事業税に関する事項の欄に必要事項を記入していただくことによりまして、住民税の寄附金税額控除が適用されます。また、確定申告の不要なサラリーマンなどの給与所得者などがふるさと納税を行う場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度により寄附金控除を受けることが可能となっております。ただし、条件によっては確定申告が必要な方もおられますので、該当のある方にはこちらから案内もさせていただきます。

副委員長お尋ねの、記載していない場合、住民税からの控除は行われないのかというお尋ねについてでございますが、申告書の必要な箇所に必要事項は記入されていない場合、寄附金控除の適用は原則できませんが、一部記入漏れ等により、ふるさと納税と読み取れるような、実際この記入する内容にもよるんですけれども、その内容によっては、必要な税務署において調査などを行いまして、寄附金控除を適用させていただきます。ただ、確実に寄附金控除を適用させるためには、申告書に必要事項を適切に記入していただくことが一番大事であると考えておりまして、税務署から交付されております手引にもそのように記入させていただきます。そういった問合せもありますので、市のホームページでもそういうところを注意して

申告していただくように対応させてもらっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 最初の不用額の件につきましては、当初の見積りが過大であって、実態からすると大体90%以上支給されてたということで、よく分かりました。ありがとうございます。

それから、2つ目の寄附金控除に関わることですが、1つは他市のほうに寄附されている方の数、分かりました。これで出し入れがどんなもんかということが分かりますので、ありがとうございます。

3つ目のところなんですけれども、実はこれで過誤納金ということで還付ということになっていきますけれども、従来、あまりこの下の住民税のところ、書かれなくても、さっきおっしゃったように、上の段で所得税のところにもふるさと寄附金控除とありますから、それをもって住民税のほうも控除されてたように思います。これ何か方針が変わりましたか。何か方針が変わったのか。つまり、従来は下にあまり書いてなくても受けられてたものが、ところが、書いてなかったらもう受けられないということで、このことをもって過誤納金が発生するということは、過誤納金、新たにそれで分かって、私は、具体的に言いますと、ある市民から言われたんですよ。過去、ここ書いてなかった。住民税、事業税のところ、寄附金控除ね。書いてなかった。書いてなかったけど、ある年度まではきちっと控除されてた。ところが、ある年度から以降、控除されなかった、されてなかった。税務課に聞きに行くと、いや、それは下ちゃんと書いてもらわないといけませんよと言われてた、先ほどおっしゃったように書くような指導だから。それで慌てて過去に遡って、過去に遡って修正申告ですよ。それで過誤納金として出してもらったと思うんですが、私こういうことがあったのかどうかいうのを確認したいんです。市民の方がそういうふう聞いたから。そうであれば、方針が変わったんだしたら、変わったことを市民に周知しないと、もっと徹底的にね。これまでと同じように、下の住民税、事業税第2表のところ書かなくても、上の所得税のところ書いてたら控除何かしてもらっていた。だから、それが当たり前だと思ってきた人が、ある日突然なくなっちゃうと、さっき言ったようなことが起きます。他市にもふるさと納税で住民税寄附し、葛城市にも払うという二重支払いになるのでね。だから、建前は分かるんですよ。書かなあかんという国税庁の方針だから、建前は分かる。そのとおりになると。それでやっていただくんだたらいいんですけど、過去はどうだったのかということなんです。その方から僕は聞いたときには、そういうことがあったので。だから、そこ方針が変わったら、これまでどおりやっている方が書かないままずっと来ている可能性があるんですよ。書かないまま。つまり書かなくても寄附金控除、住民税で受けてたから。そこは、過誤納金でそんな問題がないのかどうかお聞きします。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 ただいまの谷原副委員長さんからの再質問でございますが、一応ふるさと納税に関しまして、今、税務署のほうにつきましてはe-Tax、電子申告を勧めております。電子申告とかシステムで入力すると、そういう漏れはないんですけれども、手書きの分については、

一旦どうしても漏れがあります。特に私どもの申告会場で相談を受けていましたら、私どもの申告会場のシステムで入力したりはできるんですけども、税務署に直接手書きで出すやつは基本税務署でチェックが入らないような形です。住民税漏れてるって、ほんで委員おっしゃるように、ふるさと納税の件数が本当に今、先ほど申しましたが、令和6年度に2,547件あったのが、令和元年、1,000件ぐらいなんでもう倍以上に増えてきております。以前がそういうのが入力する際に気づけば、税務調査ということもさせてもらっておりますし、今もただ現時点でも、分かる範囲についてはチェックはさせてもらっています。ただ、幾分もうどうしても人がすることでございます。どうしても漏れることはございます。方針が変わっているわけではなくて、気づく分についてはチェックはさせていただいて、それがやっぱり人も変わって人事異動も多いので、確定申告時期、2月、3月終わって、4月、5月、人事異動あると、経験された者がおっても、やっぱり時間外かなりしてもらっている状況でチェックはしてもらっています。その中で、どうしてもやっぱり漏れちゃうことはあります。そのときはもう誠心誠意対応させてもらって、税額更正して還付のほう手続させてもらっているんで、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 理解していますよ。本当によくやっていただいているなど。本当は書かなあかんからね。書かなあかんのを、これまでは数が少なかったから、ちゃんとある程度カバーしてあげてたと。ところが数が増えてくる。こちらのそういう事情もある。漏れて市民さんがどないなってんねってこうなっちゃうわけね。だから、ここはふるさと納税の根幹ですよ。だから、片一方払って、こっちも払っているなんて、何のためにふるさと納税やったんだということになるから。だから、これはちゃんとここまで書いてくださいなりを、やっぱり時期が来たら周知するなり、それはさっき言ったように、電子申告するんだったら、チェックが入るからいいんだけど、手書きで申請するには特に、確定申告の会場、用紙取りに来る人とかいるから、別に紙入れるとか、そこで相談があったら必ずこれやってくれとか、しばらくの間、周知して市民にも伝えていかないと、これまでどおり書かないで、甘えていると言うたらおかしいけど、本当は書かなあかんのに、そちらに負担をかけてるということがあったから、これちゃんとやって、よろしくお願ひしたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、2款総務費、1項総務管理費、12目地方創生臨時交付金事業、決算書は53ページ、成果報告書は22ページになります。ここで、定額減税補足給付金事業についてお伺ひいたします。定額減税可能額が税額を上回り、減税しきれないと見込まれた方に対し、その差額を定額補足給付金として支給したと、このようにありますけれども、定額減税補足給付金がプッシュ型で、手続も要らずに支給されるのか、それとも支給要件のようなものが、確認書が送付されて、返信されるのかお伺ひいたします。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。よろしくお願いいたします。

松林委員さんの質問でございまして、定額減税の補足給付金当初調整給付についてでございます。委員お尋ねの定額減税補足給付金当初調整給付の支給対象者につきましては、こちらで対象者のほうを把握をしております、対象者全員に確認書のほうを送付させていただいております。その確認書に必要事項を記入していただいて、本人確認書類、口座番号等を記入していただいて返送していただく形で、申請期限までに返送のあった方7,083件に対して支給のほうをしております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 仮に対象者の方から確認書が返信がなかった場合は、どのような対応されるのかお伺いします。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 松林委員さんからの再質問でございます。

返信がなかった場合ということでございます。給付支給対象者全員につきまして、令和6年の7月の下旬に確認書のほうを送らせてもらっております。確認書には、10月31日が申請期限となっております、返送期限までに提出がなかった場合は、給付金の支給を辞退したものとみなしますと案内のほうしております、ただ、令和6年の9月の下旬頃と10月の中旬ぐらいにそれぞれ2回、その時点におきまして、申請がまだの方に対して給付金の勧奨のお知らせを実施しておりますが、期限までに申請のなかった方及び給付金自体を辞退された方もおりますので、その方には支給しておりません。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 確認書の返信がなくって、対象者が定額減税給付金を辞退したと、このようにみなされた件数というか、そこら教えていただけますか。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 期限までに申請のなかった件数が147件、受給しないと辞退された方が5件でございます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 147件、このようにですけれども、私の知り合いに支給要件の確認書が届いていたにもかかわらず、定額減税補足給付金の確認の返信が必要であるという、高齢ですんで、なかなか見逃してしまったのは悪いんですけれども、2回も勧奨していただいて、返信できなかったんですけども、返信がない場合は、再度そのように送付していただいて、給付をいただこうとご努力していただいておりますけれども、その上で書面の形式は、もう国のほうで恐らく決まっていると思うんですけども、何か市で分かりやすいような一文を添えて送付していただけたら、もう少し分かりやすい形で、返信しなければならないということを、広報とかホームページで公開していただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本議長。

奥本議長 さっきのふるさと納税のところ、これ審議必要かなと思いますので、言っておきます。

ふるさと納税に関する成果報告の4ページなんですけども、これ担当課が今いらっしゃらないんで、質問だけ投げかけておきますので、またいらっしゃるときの回答で結構ですけども、見込みよりも納税額が少なかったということで、不用額が828万円出ているんです。この原因が究明されているのか。その原因が分かっているのであれば、次年度以降どういう対策をされるのかということだけ、後ほどで結構ですんで、回答また求めておきたいと思います。

増田委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

先ほど補正予算で1億3,000万に上げさせていただいて、その後、差額が800万ほど出てしまったというところがございます。こちらのほう補正予算させていただいて、上げさせていただいたときには、イチゴであったり、お米であったりというのがある程度見込めてたんです。ところが、皆さんご存じのように、そういった天候の影響もありまして、思ったほど伸びきらなかったというところが原因だと分析のほうしております。

以上です。

増田委員長 奥本議長。

奥本議長 回答ありがとうございます。要は見込みが大して、予想額、予想ぐらいの見込みの納税の希望があったけども、商品の調達がやっぱりいろんな事情でできなかったということで、要は見込みが根本的に何か予測が間違ってたというわけじゃないということで、了解いたしました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

1款議会費、2款総務費の質疑を終結をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。次は、3款民生費及び4款衛生費の審査を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、再開は13時30分でお願いをいたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

松本会計管理者。

松本会計管理者 会計管理者の松本でございます。

それでは、午前に続きまして、3款、4款の説明をさせていただきます。決算書の65ページをお願いたします。こちら3款民生費でございます。全体といたしまして、75億3,130

万4,882円の支出でございます。

次に、66ページをお願いいたします。次に目の説明をさせていただきます。1項1目社会福祉総務費は7億9,402万4,934円。主な事業としまして、67ページ、後期高齢者医療事業4億3,863万1,500円。

69ページをお願いいたします。2目国民健康保険医療助成費は2億2,415万7,070円。

3目後期高齢者医療保険医療助成費は1億2,119万7,808円。

4目障害者福祉費は15億2,556万270円。主な事業として71ページでございます自立支援給付事業9億8,066万1,369円。

72ページに移ります。5目老人福祉費は6億893万4,293円。主な事業としまして、74ページでございます介護保険特別会計繰出金保険事業勘定分4億5,219万9,215円。

6目介護保険料助成費は3,586万8,900円。

7目いきいきセンター管理運営費は4,128万3,822円。主な事業として、75ページでございますいきがい対策事業2,254万3,075円。

76ページに移ります。8目福祉推進費は1億1,486万1,793円。主な事業として、福祉総合ステーション管理運営事業9,864万7,318円。

2項1目児童福祉総務費は5億453万7,476円。主な事業として、78ページでございます児童扶養手当事業1億5,503万5,210円。

次のページです。2目児童措置費は20億4,887万2,343円。主な事業として、子どものための教育・保育給付事業9億5,317万8,260円。

3目保育所費は4億1,553万784円。主な事業として、80ページでございます市立保育所運営事業2億1,871万8,487円。

81ページの下段です。4目認定こども園費は2億8,549万2,705円。主な事業として82ページ、認定こども園運営事業1億4,364万3,608円。

84ページ、5目児童館費は1億2,974万4,916円。主な事業として、児童館・学童保育所運営事業1億1,657万9,119円。

85ページです。6目ひとり親家庭等福祉費は3,234万9,375円。

7目地域子育て支援センター事業費は2,432万7,200円。

86ページをお願いいたします。下段です。8目子ども・若者サポートセンター事業費は1億4,076万2,926円。主な事業として88ページの右下です。子ども・若者育成支援事業7,579万5,567円。

89ページに移ります。9目子育て世帯生活支援特別給付金事業費は188万6,000円。

3項1目国民年金事務取扱費は1,392万9,827円。

90ページです。4項1目生活保護総務費は3,922万3,144円。

91ページ、次のページです。2目扶助費は4億2,875万9,296円。

5項1目災害救助費の支出はございませんでした。3款は以上でございます。

次に、92ページをお願いいたします。続きまして、4款衛生費でございます。全体といたしまして、14億1,039万188円の支出でございます。なお、71万5,000円を繰越しさせていた

いただきました。

次に、目の説明に移らせていただきます。1項1目保健衛生総務費は3,082万8,927円。

2目予防費は2億397万1,563円。主な事業として予防接種事業2億331万6,320円。

94ページ、3目生活衛生費は76万7,345円。

4目健康づくり推進事業費は3,552万5,903円。主な事業として健康づくり事業健康増進課配当分3,550万4,046円。

95ページです。5目母子保健事業費は4,911万9,905円。

96ページです。6目出産・子育て応援交付金事業費は4,501万4,827円。

97ページに移ります。7目保健施設費は1億2,603万82円。主な事業として98ページ、新庄健康福祉センター管理事業2,061万964円。

99ページに移ります。8目環境衛生費は5,203万8,302円。主な事業として、環境衛生事業1,543万9,020円。

101ページに移ります。9目火葬場費は7,235万7,590円。

2項1目清掃総務費は3,299万3,529円。主な事業としまして102ページ、清掃総務管理事業556万3,888円。

2目塵芥処理費は6億8,843万6,264円。主な事業として104ページ、可燃ごみ処理事業3億8,439万6,035円。

105ページです。3目し尿処理費は6,980万4,263円。主な事業として、葛城地区清掃事務組合負担金5,624万6,443円。

4目地域循環型社会形成推進事業費は350万1,688円。主な事業として、リサイクルプラザ運営事業321万5,328円でございます。

以上で3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いましたが、まず、3款民生費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。

70ページの3款1項4目12節の相談支援事業委託料なんですけれども、この委託先はどこか教えていただけますでしょうか。複数あればそれ、それぞれ委託料も一緒に教えてください。

それから、93ページはまだかな。大丈夫ですか。93ページの4款1項……。

増田委員長 4款。

柴田委員 駄目ですね。じゃ、それだけお願いします。

増田委員長 そうそう、3款。

能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海です。よろしくお願ひいたします。

相談支援事業委託料につきましては、市内が3か所、市外3か所の事業所に委託しており

ます。場所とかも要るんでしょうか。

増田委員長 もう一度説明。

柴田委員。

柴田委員 委託先がどこなのかということで、複数あれば、それぞれの委託料を教えてくださいということですか。

増田委員長 能海課長。

後ほどにしますか。大丈夫ですか。

能海社会福祉課長 後ほどでお願いいたします。

増田委員長 後ほどご答弁いただくことにいたします。

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は3款民生費、2項児童福祉費、8目こども・若者サポートセンター事業費で決算報告書の88ページ、成果報告書は44ページとなります。成果報告書44ページの中ほどにある区分表、家庭児童相談、教育相談、ニート・ひきこもり相談の来所、訪問による相談件数、そしてまた成果報告書の表、すくすく子育て相談、発達相談回数及び件数で、回数及び相談件数は、令和5年度よりも令和6年度のほうが増加しております。年々増加傾向にあるようですが、その主な考えられる原因というのは教えてください。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、全ての相談件数において増加傾向が見られております。といたしますのも、一旦相談につなげられた方で継続的にやはり相談に来られる方が多くおられますので、センターでの相談でありましても、あるいはすくすく子育て相談におきましても、継続的に相談に来られる方がおられますので、増加傾向がずっと続いているという状況でございます。以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 相談に来られた方も、継続的に何度も来られるということで、その数というのが延べ人数というのか、そこらも延べ回数というのが多くなるということで了解ですけども、成果報告書の中ほど、成果報告書44ページの中程の区分表、巡回相談、就学相談では令和5年度よりも令和6年度のほうが増加傾向にあります。小学校の相談件数では、令和5年度に比べて令和6年度は2,486件と増えております。保育所、幼稚園、小学校の臨床心理士や職員による巡回相談を実施していただいておりますが、相談件数が増えることなどで過剰な負担につながっていないかと。現在の相談件数の増加に対して臨床心理士や職員の人数は足りているのかという、そこらが心配でございまして、教えてくださいませんか。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

以前から増加傾向が見られる中で、1つの要因としましては、1つずつのケースを丁寧に

対応する。特に巡回相談におきましては、行動観察をした子どもの様子をそれを担任の先生、学年の先生方と共有する教員とのコンサルテーションを徹底する。行動観察を臨床心理士がただけで終わらない。あるいはそれを保護者の方とも共有する。学校あるいは保育所、幼稚園、こども園とこども・若者サポートセンターの臨床心理士と保護者という三者で子どもを見守っていくということを徹底していきましたので、全体の数自体が増えてきている傾向にもございます。それが過度の負担になっていないかということでご心配いただいているんですけども、できる範囲のことを精いっぱいやらせていただいている状況でして、現状の数を何とか対応しているという状況でございます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 丁寧な相談体制でお応えをいただいているということで、どうかよろしく、原課のほうではアウトリーチで精力的にご支援いただいているということに心より感謝申し上げます。今後もしもきめ細やかな支援、対応をよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 先ほどのご答弁。

能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。ただいまの先ほどのご質問にお答えします。

まんだらトポスさん、100万円、こちらのほうは精神のほうしていただいております。次に事業所なつつ、77万7,600円、こちらのほうも精神となっております。次にどんぐり、114万円です。こちらは身体のほうを相談していただいております。次がShake、150万円、こちらのほうは知的のほうを相談していただいております。次に葛城市社会福祉協議会、397万5,000円、こちらのほうは知的と身体の方を相談していただいております。次に葛城育成会200万円、こちらのほうは児童の相談をしていただいております。

説明は以上となります。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。委託料からすると、やっぱり葛城市社会福祉協議会が一番責任を担ってらっしゃるのかなと思うんですけども、まず、市役所に多分恐らくなんですけど、相談に来られると思うんですね。来られた場合、どのような流れで支援につなげていってらっしゃるのかというその流れを教えてくださいませんか。

増田委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。お願いいたします。

それぞれ身体であったり、知的であったり、精神障がいといういろいろな部門がございますけれども、一旦、社会福祉課のほうにご相談ありましたら、まず社会福祉課のほうでは、いわゆるサービスにつなげるご相談になるかと思っておりますので、まずしかるべく手続の方法をお伝えし、何が必要かという書類もお伝えしますが、その中での困り事はそれぞれ違ってくるかと思っております。そんな中で、先ほど申し上げました相談支援事業所にありますよとお伝えすることもあれば、もうサービスにやはりすぐつなぐようなお方になりますと、それぞれまた相談支援の事業所さんと一緒になりまして、サービスにつなげていくことになるかと

思います。お願いします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 そうですね。行政でできることはやりながら、連携しながらというのと、あと相談支援事業所に任せるというパターンもあると思うんですけど、ワンストップの相談窓口として基幹相談支援センターというのがあるんですけども、それが障害者総合支援法の一部改正で、それを市町村が設けるとするのが努力義務になっていると思うんですけども、先ほどもおっしゃったように、様々な障がいの特性を持った方もいらっしゃるし、あと、ニーズも全然違うと思いますので、地域に根差したそういったワンストップの基幹相談支援センターというのをぜひ葛城市も前向きに考えていただきたいと思いますので、これは要望として伝えておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いします。

先ほど委員長あったみたいに、報告書の不用額、ざっくり書いてある、ここでやらせていただきたいと思います。

民生費の中の不用額の8ページですか報告書の、児童福祉費の中の、中のというか全部思うんですけど、取りあえず3つということなんで3つ。児童福祉総務費の児童福祉総務事業の理由のところ、金額はもうさておき、見込みよりも園務支援システム導入経費や保育士派遣業務委託料が少なかったためって書いてあるんですけども、これあんまりよく分かんないんで、保育士さんでもこれ決算高見たら2,000万ぐらいは決算通っているんじゃないですか。僕、予算書、今日持ってくるの忘れたんですけども、人数と成果出ていると思うんですけども、その辺のどういう意味なんか教えていただきたいです。すいません、4ページ。その下の児童措置費の子どもたちの教育・保育給付事業の中の理由の中でも、見込みよりも私立保育所等への助成額が少なかったためってなかなか大づかみに書いてあるんですけど、どういう意味なんか教えていただきたいです。後のも聞きたいんですけど、取りあえず気になるのはこの2点の、この2点詳しく教えていただきたいです。

増田委員長 西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいいたします。不用額の件についてのお問いだとおもいます。

まず、1点目の児童福祉総務事業につきましての不用額でございます。こちらにつきましては、児童福祉総務の中に保育士の派遣業務委託料が含まれておりますが、こちらに関しましては、年度当初、当初月約、月当たりにして6人の12か月、72人を見ておりましたが、決算を迎えまして延べ54人となったところで、これにつきましては173万4,383円の執行残となりました。また、同じ児童福祉総務の中にございます園務システムにつきまして、令和6年度におきまして整備いたしました、その中でも、今回、園務システムの使用料というのを見込んでおりましたが、入札等を終え、システム導入費のみで利用できるようになったということもありまして、これにつきましては217万8,000円執行せず済んだということござ

います。それ以外に、庁用備品で執行残として34万7,910円、病児・病後児保育の事業費負担といたしまして、こちらは当初188人、延べ人数として見込んでおりましたが、実際118名であったということで、25万7,300円の執行残が出ております。主なところはそのような内容になっております。

続きまして、保育給付費の執行残でございます。こちらにつきましては、令和6年度に開園した當麻せいか子ども園につきまして、新規開園とのことで想定できる加算を最大限見込んでおったことと、まず1か月遅れで開園したということもありまして、12か月見ておったものが11か月となりました。結果、2,300万円程度の執行残となりました。

また、各民間保育所におきましても、例年、加算されていたはずの療養支援の加算であったりとか、特別児童扶養手当を受給しておられる子どもがいる、いないで加算される項目であったりとか、栄養士の配置状況により加配がつかなかったということなどもありまして、各民間保育所などにおいて約500万円程度の不用額が生じたことから、このような額の不用額となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 派遣保育士さんは、72人というご予定やったんですけど、54人で少なくなったって。それはそれで、こっちからお願いして、向こうが無理やったら無理な話なんですけども、それによって、考え方は分かんないですけども、72人必要であったと考えてたわけじゃないですか。予算の段階で。それが54人になった影響ですよ。それは、それで大丈夫なんかという話になってくると思うんです。僕の中では、予算のときに、こんだけ必要ですからというふうに来て、そんだけほんなら保育士さんが足りないってわけじゃなくて、72人派遣で補充していったらそのまま待機もなくなるし、運営うまいこといくんだたらという考えでやっていると思うんですけども、それが少なかったときの影響ですよ。そういうのが出てないのかというのは心配。決算だけ見たら、2,000万どんどん落ちているからいけるのかなと思うんですけど、ここに理由として保育士さんが少なかったって書かれたら、見込みより少なかったということは、保育士さん足りひんのちゃうかなという心配の中で聞いています。そのシステムのやつは、最初考えてたもんが要らんなくなったということなんで、それって最初から分からないもんなんかというのが2つ目。もう1個が、私立保育費助成額、これも同じなんですけども、そのせいか子ども園さんのほうは意味分かりましたけど、ほかのことに於いての見込みというのが、1園500万というのが多いのか少ないのか分かんないですけども、従来決算で僕こんだけどんってこういうふうにかかれたん初めてなんで、こんなもんなんかどうなのかというのを教えていただきたいです。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、1つ目の派遣保育士につきましては、当初見込んでいた72人に比べ54人になったことによりまして、保育所におきましても、こども園におきましてもでございますが、待機児童も出ている状況は変わりなく続いております。派遣保育士に頼って、そこをカバーしたい

というところもありますので、でき得る限り、この人数を満たす人数を確保したいと思いな
がらも、なかなか先ほど言っていたように、こちらの要望に対して手を挙げていただ
けるところがあるかということが難しいところでございます。その影響というのは、なき
にしもあらず出ているというふうには受け取っております。

それから、園務システムなんですけども、年度途中、年度当初、ある程度分からなかった
のかということなんですけども、この園務システム使用料につきましては、年度途中からの
導入になったので、年度途中以降、そこから発生する使用料を見込んでおったんですけども、
執行の際には、仕様の中には導入費用で見るのか、使用料で見るのかということまで詳し
くは書いてはいないんですが、業者さんによっては今回取っていただいたところのように、
導入費用で見させていただくので、今年度使用料は発生しませんよというところがありまし
た。今回契約させていただいたところが、使用料につきましては、今回導入費用で見させて
いただくということだったので、今回のこのシステム使用料に関しては執行しなかったとい
うことでございます。

それから、給付費のほうの不用額、民間保育所のほうなんですけども、先ほど申し上げた
特別児童扶養手当の障がいを持っておられる方の加算であったりというのは、基本的には、
今年度の大体の人数を見て来年度予算、予定を立てるんですけども、実際入所を申し込みし
て入ってこられる方が、また増えるか増えないかというのは、実際蓋を開けてみないと分か
らないというようなところはありますので、その辺りでここぐらいじゃ大丈夫だろうとい
うところを見込んでおった数よりも少なかった影響が出ているのかなというふうに思ってお
ります。

以上でございます。

(「毎年例年、こんなもんなんですか、不用額」の声あり)

増田委員長 そうですね。例年の不用額との違いっていいですか……。

西川課長。

西川子ども未来課長 何度も申し訳ございません。まず、不用額の例年の状況でございます。令和元
年からなんですけども、いわゆる全体額が大きくなっておりますので、どうしても不用額で
見ると、額は大きくなってしまいうんですが、令和元年ですと、ほぼほぼ不用額が出ておりま
せんでした。令和2年に関しましては2.4%、3年度もほぼほぼ同じ、4年度に関しまして
は2%、5年度に関しましては約0.5%、それと6年度に関しましては7.19%なので、少し
やっぱり大きくなったというところは、先ほどのせいさんの影響も少しあるのかなとい
うふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 待機児童問題は結構僕ずっと言わせていただいてて、派遣保育士さんやりましようよって、
言い出しっぺというか、最初に言うた手前、ここは注目させてもらっているんですけど、な
かなか難しいですけど、やっぱり元来でいうと、ほんまのことを言うと、派遣保育士さんに
頼らずやっていきたいですね。これやっぱり安定的かと言われたら安定的じゃないんかな

と思っちゃった。言うた手前どっちやねんと言われるかも分かんないですけど。ただ、便利な、便利とか使いやすいことなのかなと思ったりもするんで、それを予算と決算合わせるんなかなか難しいと思うんですけども、その影響が出ない程度に頑張ってくださいとか、多分もう付き合い長くなっているから、多分ちょっと融通利くから、大分増えましたもんね、昔に比べたらね。それはもうかなり僕はありがたいことやと思っています。引き続きよろしく願いしときます。

不用額、今回こうやって、僕、どんと出て、今言った児童福祉総務事業だけでも570万、ほんでこども園給付事業でも7,300万、保育所費でも700万って大きい金額に見えるんで、今回は今年が多かったという話で、1個、質問じゃないです、分からん、後でもいいんですけども、先ほどの途中からの見込みの業者さんによって、そのお金が出るか出やん、それがよく分かんなかったんです。それって最初から分かって契約するんじゃないのと思った、皆さん分かってんのか分かんないんですけど、僕。最初は、年度途中から払うお金がありますというので始まっていて、いざ始まったら、いやそれもう導入費に入ってますねんって、そんなことあり得るのかなと思っちゃったんで、誰か聞いていただけんねやったら聞いていただきたいなど。

増田委員長 追加答弁で。

杉本委員 あと残りは、せいかさんの件もありながら、それを引いたら何%とかもあえて聞かないですけども、ちょっと例年より多いのかなと思ったりもするんですけど、来年の予算、ただ、子どものことやし、それプラス待機児童も出さんといってくれという要望でなかなか難しいと思うんですけども、できるだけよろしく願いしときます。1個だけ。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

先ほどの園務システムの件ですけども、少し説明が足りず申し訳ございませんでした。こちらのほうといたしましては、当初仕様の中で、システムの導入費用、それから使用料、もちろんそれを含んだ金額でということで発注をかけておりますが、今回請求された側、向こうの業者さん側からとしては、その費用については、もう導入費用のところで一括して載せたということでございましたので、あえて導入費用の中から使用料というような形を内訳せずにご請求いただいたということが正しいかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

増田委員長 よろしいですか。分かりましたか。分かりにくいという答弁内容、もう少し分かりやすくご説明をお願いします。

西川課長。

西川こども未来課長 申し訳ございません。導入に係る費用、葛城仕様にしていただくという意味では、ある程度カスタマイズも必要ですので、その中にはもちろん導入費用というところに含まれております。導入後、導入して納品された後、年度途中だったので恐らくもう1月、2月、3月分ぐらいだと思んですけども、ランニングするのに恐らく費用がかかってくるであろうということで予算は見ておったんですけども、今回取られた業者のほうで、導入費用

のところにもうその使用料も含めて見させていただくというような……。

(「そんなことあり得るの」の声あり)

西川子ども未来課長 使用料は取りませんと、言わば買取りというふうに思っただけであればいいかなと思います。そのパッケージ、システムを買い取った。使用料としてお支払いするのではなく……。

(「そんな契約あるのか」の声あり)

西川子ども未来課長 申し訳ございません。それを落札された業者さんがそうだったということです。例えばその業者でなければ、じゃなかったとしたら、両方から執行があったかもしれないということで当初予算は見ておりました。どちらでも対応……。

(「そういうことですか」の声あり)

西川子ども未来課長 申し訳ございません。よろしく願いいたします。

増田委員長 よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、3款民生費、4項生活保護費、2目扶助費、ページ数は、決算報告書は91ページ、成果報告書が46ページになっています。成果報告書のほうでも決算でも見ていただいたらいいんですけど、進学準備金、生活保護費支給事業のうちの扶助費のうちの進学準備金とはどのような内容か教えていただけますか。

増田委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課、能海でございます。

進学準備給付金とは、被保護者世帯の子どもが大学や短大へ進学する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行う給付金となります。同居の場合は10万円、別居の場合は30万円になっており、世帯主様にお支払いいたします。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 生活保護を受けている世帯の高校生が大学とか短大、専門学校へ進学する際の準備金ということで、転居を伴う場合は30万、自宅から通学する場合は10万円ということで、大学などの進学を機に転居などをして生活保護世帯から外れる場合もあるかと思うんですけども、こういった場合には、進学準備金を受けることができるのかどうか。また、そのときの進学準備金の制度の申請のタイミング、これはいつ頃したらいいのかということをお教えください。

増田委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。

生活保護の場合の方でしたら、大学とかで別居の場合でしたら30万円をお支払いいたします。その後、生活保護の対象とはならないので、一応そちらのほうが最後の支給となります。

次に、決定の時期になるんですけども、進学先が決定しました時点というのが、合格通

知等が出てから、こちらのほうに申請いただきまして、進学準備金を支給するという流れになっております。

以上となります。

増田委員長 松林委員。

松林委員 合格通知書が届いてということは、その段階ではまだあれですよ、生活保護世帯にいてるという、この段階で申請をしなければならない、あくまでもということですね。了解いたしました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 87ページの3款2項8目1節の子ども家庭支援事業の報酬なんですけど、ここで確認なんですけど、令和6年度の予算のときに新規で出てたこども家庭センター統括支援員報酬等685万ですか、それが含まれているのかどうかという確認をしたいのと、こども家庭センターの今の現状というか、もう稼働しているのかどうかというのと、稼働しているのであれば、相談件数は幾つか教えてください。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの柴田委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、今年度から、市区町村こども家庭センターのほうは機能設置ということで、健康増進課の母子保健機能と、こども・若者サポートセンターの児童福祉機能との一体運用に取り組んでおります。その設置に当たりまして、統括支援員の設置は必須ですので、その報酬等につきましては、委員ご指摘のとおり、子ども家庭支援事業の報酬の中に含まれております。既に設置しておりますが、その相談等につきましては、現状としましては、それぞれこども・若者サポートセンターの家庭相談件数と、あと母子保健関係につきましては、健康増進課の母子保健のほうの相談件数ということで、対応のほう取らせていただいております。今後その辺りは集約のほうを今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ということは、今のご説明だと、機能設置はしているけれども、具体的に公式にこども家庭センターが開設していますよというのは、公に市民向けには言ってないという認識でいいのかなと思ったんですが、そうであるなら、統括支援員を置かないと機能設置はできないということだったんですけれども、統括支援員のお仕事というのが、やっぱり相談を受けて、計画を立てて、それぞれの機関に連携するというのが基本のお仕事だと思うんですけれども、そういうことが今機能していないというふうに考えてもいいのかどうかというのは、私が間違っているか正しいか教えていただきたいのと、統括支援員のお仕事というのは、兼務というか、そういうのができるのかどうか。私がちょっと調べたところでは、センター長との兼務はできるけれども、それ以外はちょっと好ましくないというふうに書かれてたんです

けれども、その辺りの認識を教えてください。

増田委員長 川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 子ども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの柴田委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように統括支援員の役割としましては、母子保健機能と児童福祉機能の連携に当たるといことがその重要な使命でして、具体的には一体的支援のマネジメントでありますとか、あるいは多機関、多職種との連携を強化すること、あるいは社会資源の開拓と活用、困難ケースへの対応と助言等が統括支援員の役割として求められております。特に、母子保健機能と児童福祉機能の一体運用ということで、必要な児童福祉機能の支援を継続して母子保健から受けれるようにするということが大事な使命でして、その辺りにつきまして、統括支援員は、母子会議という会議を設定しまして、児童福祉担当者と母子保健担当者が一堂に会する会議に出席をして、そのマネジメントにも努めております。さらには、母子保健担当者会議も開催されておまして、そちらのほうにも統括支援員は参加をしまして、そのケース、ケースに応じて児童福祉機能につなぐ必要があるのかどうかというところも検討のほうに取り組んでおります。

さらに、統括支援員のことでございますが、会計年度任用職員で運用ができるということを確認しまして、現在、その現在の形で運用に取り組んでおります。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 統括支援員という役で雇用されたというふうに認識して、私が調べたところによると、兼務はセンター長以外はちょっと好ましくないというふうに書かれていたので、今のご説明の中で、いろんなお仕事をされていると思うんですけど、今そういった相談という件数もあまりない中で、今までのとおりで母子保健と、それから子ども・若者サポートセンターのお仕事を別々にやりながらというように、私は、機能設置はされているけれども、子ども家庭センターとして受けている相談ということは、今のところないという認識でよかったのかどうか、そういうふうに私は受け取ってしまったんですけど、それであるならば、統括支援員のお仕事が、そこでちゃんと役割としてされているのかどうかということが私は今疑問に思っております、どういうふうに締めていいのか分からないんですけど、準備期間として今考えていらっしゃるのであれば、統括支援員というのは、機能設置のときには必要ということであったんですけど、本当に今必要な人材であったのかどうかというのは、私疑問に思っておりますので、それだけ意見として言わせていただきます。

増田委員長 川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 子ども・若者サポートセンターの川崎でございます。柴田委員のご質問にお答えいたします。

私の度々の言葉足らず、大変申し訳ございません。子ども・若者家庭センターという形で市区町村子ども家庭センターを設置していることにつきましては、公表のほうをしております、対応のほうが取れるようにしておりますが、統括支援員の配置につきましては、確か

に子ども家庭支援事業の中で予算取りのほうをしておりますので、こども家庭センターとしての予算では、現在のところは取っていない状況でありますので、今の委員のご指摘につながってくるものと把握、考えております。この辺りも当然検討課題としまして、検討のほう取り組んでいっているところでございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

ちょっと今の、私、ややこしいんで整理させてもらいますと、こども・若者サポートセンターという部署を葛城市では持っているよと。ところが、ほかの市区町村の中でそういったこども・若者センター的な施設がないと。しかしながら、子どものそういった支援員を置いて、いろいろなアドバイスをする必要が出てきたので、こども家庭センターというものを市区町村で設置をするような、そういう国の動きが出てきたけども、本市としては、あらかじめそういう部署があるんで、あえてそれをまた横に同じようなものを2つつくる必要がないんで、一部重複している部分は、そういう国が進めるような条件で設置をしてないと。こういう整理でよろしいですかね。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの増田委員長のご指摘にお答えいたします。

おっしゃるように、葛城市におきましては、国のほうでこども家庭センターの設置が求められる前から、児童福祉機能としましてのこども・若者サポートセンターと、母子保健機能であります健康増進課とは連携のほうに取り組んでおりました。国のほうがこども家庭センターの設置を各市区町村に求めておりますのは、特に児童虐待等に絡みまして、母子保健から児童福祉への橋渡しが十分にできていない可能性があるというところから、この一体運用を国のほうが求めてきているものと考えておりますが、増田委員長おっしゃるように、既に葛城市ではある程度できていた状況がありますので、その状況を踏まえた上で、更に母子保健と児童福祉の一体運用、ポピュレーションアプローチといいます、全ての方を対象とした母子保健機能の中から、特に支援が必要な児童福祉、ハイリスクアプローチといいます、特に支援の必要な方を取りこぼさないように、更に一体運用のほうを検討を進めて、取り組んでいきたいというふうに考えている状況です。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 それでは、2点お伺いします。

1点目、79ページ、3款2項2目子どものための教育・保育給付事業ということで、成果報告書は39ページです。これは質問ですけれども、葛城市は令和6年度から、第2子以降、保育料無償化にいたしました。そのため、この9億5,300万円というのは、市内の私立のところ、2号認定、3号認定の方で保育で通わせている方に対して、これまでの国の基準プラス葛城市の独自施策全体の費用がここに計上されていると思うんですが、質問内容ですけど、この9億5,300万余りの中で、従来の国基準で支出する部分はどれだけの割合、金額か、

ようか。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、1つ目でございます。まず、この9億幾らの分に占める分でございますが、こちらは、主に市外の民間保育所等において、本来市外の民間保育所等でしたら、そちらで保育料を徴収されるんですけども、葛城市が2子目無償化という独自の施策をしているので、そちらでは、保護者からの本来かかる保育料の徴収がされませんので、その分を葛城市が支出としてお支払いしている分でございます。その分の影響額が1,495万5,000円でございます。

それから、2点目の物価高騰分の一般会計から補てんしているのかということでございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明させていただきました公定価格を基準として、保育料を算定させていただいており、徴収した保育料で賄える限りの材料費で給食の運営を行っております。一般財源からの補てんというようなことはございません。よろしくお願います。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 3回目になってしまうんですけど、もう一つ分かりにくいので確認なんですけど、成果報告書のほうに、ちゃんとどの保育所に何人、どの保育所に通っている人何人、何ぼって払っているわけね。それは一覧表にあるわけ。だから払っている中で、払っているうか負担している中で、要は葛城市の独自措置の部分の負担額はどうかということを知っているわけ。市外の方は分かりますよ。市外の保育所に通っている方は直接お支払いせなあかん。その金額は分かった。だから、それを入れると合計で、さっき言った市外の方が1,495万、ここに成果報告書に載っている市内の方々の分で、葛城市独自に上乗せになるのが5,527万、合わせて7,022万が新たに葛城市が独自にやることで、負担することになっているということでしょうか。それだったら結構です。

ほんなら、あと意見だけですけれど、給食費のほう、結局公定価格でいってるから、徴収もそのままということになれば、食材が上がれば、給食の内容が貧相になるんじゃないかというふうに心配するんですけど、やっぱり保育所だから、お子さん育ち盛りだし、気になるところなので、小・中学校の場合は、多分一般財源から補てんもしてはるんじゃないかなと思うんだけど、これは聞いてみないと分かんないけど、保育所のほうはもうそういうことはされてないということなんでしょうか。つまり、ある意味では給食の質というかな、落ちていくことになってんのか、そこを確認もう一回よろしいですかね。お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今ご心配いただいている、いただいている保育料だけでは物価高騰の分を追いきれてないのかということでございますけども、1年遅れではございますが、国が示す基準に合わせて、いただいている給食代のほうを少しずつ、100円、200円の単位ですけども、ここ数年上げさせていただきました。今年度におきましても、実は示されている公定価格は、葛城市が設定しているものよりも100円高い金額ですので、既にもう今年現在、100円据え置いている状況

になっておりますが、その分をどのように物価高騰のところカバーするのかというところは、本当に管理栄養士のほうが、自分のところの家庭と同じように、あるお財布の中身でどうやりくりして、その材料をそろえようかというところで工夫していただいているところでございますので、来年度以降についての給食費は、また検討していくことになるかと思いますが、現状そのようなところでございます。よろしくお願ひいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 保育士さんの潜在保育士さん等の再就職支援について、80ページ、3款民生費、2項児童福祉費、保育所費、3目の中の報償費の中の今言った潜在保育士さん、これは今まで葛城市、保育士さんであるのに、今保育士さんやられてない方をもう一度取り戻そうという動きやと思うんです。これもうかなりいいことやと思いますし、昔働いてたけど、こういう状況で辞めはったという、環境改善されてて、今やったら働けるといふうな方、思えていただけるんかなって思いながら期待して見ているんですけども、決算額が1万3,800円になっているんですけども、これは成功ですか。というのも、何人というのを教えてほしいんですけども、結果これをやることによって、今年度に至ってはどのような効果があったのか。

もう一つは、次の話になっちゃって申し訳ないんですけども、次年度に向けて何人の方を対象に、例えば保育士さんの資格を持っているのって何万人もいてるわけじゃないですか。何人を対象にこの事業を告知されてんのかという話で、もうそれが葛城市におられる方々のマックスでもう告知行って、この事業はもう終わりなのか。いや、まだまだやっていますねん、まだまだいてはりますねん、そういった方々に告知していきますねんのか。この事業の頭打ちっていつかは来るといふうんですけども、ただ、今の段階でどのような状況なんかに教えていただきたいです。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

潜在保育士の件につきましては、令和6年度につきましては、該当者が1名でございました。その方は、最終的には採用には結びつかなかったといひますか、そもそも会計年度にも新規採用職員にも応募されてなかったと思ひます。以前の過去には応募されて採用に至ったというケースもあるんですけども、なかなかそこには結びついていないというのが現状でございます。他市町村の動向をいろいろ聞いたりもしているんですけども、潜在保育士という方は、確かにたくさんおられるかなというふうには思っているんですけども、いざ腰を上げて復帰するとなったときに、やはり当時自分が勤めていたときの状況と今の状況とは変わってきているという中で、尻込みされている方がおられるということも把握しております。ほかの市町村、じゃあ、どういふうな対応を取っているのかといひますと、保育士の資格を持った人を掘り出すのではなくって、民間保育所にお勤めで保育士の資格を持っておられない方を支援するよな国の制度がございまして、そのよな制度を進めていこうというところの自治体もございまして。そのよなことも研究しながら保育士の採用は当たってまいりたいとは考えております。いづれこの事業について頭打ちがというふうなこともおっしやって

いただきましたけども、今申し上げた保育資格を持っている方を探し出すのではなく、保育士を取りたいというような人を応援していくような制度に今後変わっていくのではないかと
いうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 両方やと思うんですね。そういう今おっしゃったことも僕知っていますし、そういう動きであるというのは分かるし、それはもちろんそうでしょうというのは思うんです。保育士さんに援助というか、応援していくというのは、もうどこの自治体もそうやし、国もそうやと思う。それはそれでいいと思うんですけども、ただ、その1名というか、過去に来られた方で、戻ってこられない理由というのは、もう研究されていますよねという話になってきたときに、それを環境の改善、環境が悪かったから辞めた方とかでも、戻ってくる可能性もあると思うんです。ここにもう全力で力入れとは言いませんけども、やっぱりこれもある程度、理事者側の説得じゃないですけども、努力によってはちょっと変わるのかなと思ったりもするんです。だから、来年度に向けては僕よく分かりませんが、もしやられるのであれば、やっぱりちゃんと理由があって、理由なく辞められた方は多分、ほかのことをしたいねんという人なんか絶対無理やと思うんですけども、やっぱりこうこうこうで、こういう理由があったんやけどというのも、現場に課長なり部長なりが行って、今こう変わってますねんとかというのでも全然違うと思うし、やっぱり市内の方対象でしょう、これって。葛城市の子どもは葛城市の方に見てほしいのは当然のことやと思うんで、この事業も、もし続けるのであれば、何人の対象で、どういった理由で辞められたというところから始めていただいて、汗をかいていただくって、忙しいの分かってて、こんなん言うのも申し訳ないんですけども、でもどうせやるんやったらと思うんです。これ結果結びついたら、逆に言うたら、それが改善されている環境であれば、長く続けられるんじゃないのと思っちゃうんですよ。新しい方を見つけてくるとも、もちろん重要なんですけども、その方って、今までどおりの従来の方法でやっていたら、辞められるリスクもあるわけでしょう。でも、もともとやられてた方で、戻ってきて、こんなにいい環境になってる、葛城市めっちゃ保育士働きやすいやんってなった方って、もう早々辞めないと思うんですよ。このどっちを強みを取るかって言われたら、僕はこっちの強みを取りたいと思っているんで、言わせていただいているんで、次年度以降もよろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、3款民生費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。再開につきましては2時45分再開をお願いいたします。

休 憩 午後2時33分

再 開 午後2時45分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子保健事業、決算書は95ページ、成果報告書は49ページであります。母子保健事業の成果報告書49ページ下段の乳幼児健康診査事業の一覧表で、葛城市は3歳6か月まで児童健診を健診しているとありますけれども、日本では、3歳児健診の次に受ける健診として、小学校入学前に行う就学時健診が知られております。これらの健診は理由がない限りほとんどの子どもたちが受診をしております。最近乳幼児健診の5歳児健診に注目が集まっております。5歳という年齢は、言葉の理解や社会性が発達する時期なので、発達障がいが見つかりやすい時期とされております。また、保護者が自分自身の子育てが順調なのか、発達は大丈夫なのかと不安を感じるが増える頃でもあります。このタイミングで健診を行うことで子どもの特性を早めに発見し、支援することができます。3歳児健診では、学習障がいを的確に見つけることが難しいという意見も多く、5歳では、軽度発達障がいの早期発見に早過ぎず、遅過ぎない年齢と考えられており、この時期の健診が進められております。5歳児健診はまだ全国的に義務化はされておきませんが、発達障がいの早期対応などを目的として、公費負担の方向で調整が進んでおります。5歳児健診を公費で実施する自治体も増えております。三郷町では令和3年度から、斑鳩町では令和6年度から、そして、お隣の御所市では令和7年4月から実施しております。5歳児健診に関するお考えを阿古市長にお伺いをさせていただきます。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしく申し上げます。

以前にも一般質問のほうでいただいた5歳児健診ですけれども、こども家庭庁のほうから5歳児健診の支援事業について、その目的はと言いますと、幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がい認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対しての健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とされております。葛城市におきましては、3歳6か月児健康診査以降の子どもにつきましても、こども未来創造部のこども・若者サポートセンターにおきまして、市内保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校へ臨床心理士が月1回から月3回訪問し、巡回相談を行っております。巡回相談は子どもの育成支援を目的に、子どもや保護者、保育士、教員と面談などを行っており、子どもの社会的困難さを実際の場面で把握することができ、子どもに有効的な支援ができるものです。したがって、5歳児健診で主に求められる目的につきましても、現在のところ葛城市では遂行できていると考えております。よろしく申し上げます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 私、一般質問で部長のほうからも答弁を受けとって、そのお答えはいただいております。

もう十分訪問して、審査しているということは受けとるんですけども、私の考えは、節目、節目でやっぱり訪問して診断するという事は、診察するという事は、やっぱり限定で漏れ落ちもあるということです。やっぱり節目、節目で5歳児健診で多くの方に健診をして診察をしていただきたいということで、部長にも聞いて、それから市長にもお聞きしたかったんですけども、お考えをね。他市では、町でも実施しておりますので、そやから市長のお考えをお聞かせしたかったんですけども、お聞かせいただきかけたんですけども。5歳児健診によって発達障がい疑いのある特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べるように、実際に5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究もあります。ぜひとも5歳児健診の実施を前向きにご検討をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

増田委員長 決算審査なんで、予算の事業効果というものをどのようにご評価されてんのかという、そういうことかな。やり取りを今させていただいているんで、そういう方向で、お問いをしていただいたらよろしいかなと思うんです。今は事業のやり方についてのいろんなご意見なんで、それはまた別の機会、委員会等でやっぱりご審議いただくことになんのかなというふうに……。

(「これで最後」の声あり)

増田委員長 分かりました。

松本課長。

松本健康増進課長 他市町村のほうも委員さんおっしゃいましたように、やられているところが増えてきておりますので、今後も、今葛城市のほうでは、小児科医のほうも1つしかないですし、また医師会の先生方と相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

増田委員長 松林委員。

松林委員 国の方針も5歳児健診の実施の方向でご検討いただいているようなんで、また国の動向も見ながら、どうかよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。

93ページの4款1項2目21節の補償補てん及び賠償金の予防接種健康被害救済補償金で52万9,500円なんですけれども、これの件数と、そのうちに、その中でコロナの予防接種に関する件数が何件か教えてください。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 この52万9,500円ですけれども、3名分となっております。このうち全て3件ともコロナの分となっております。

以上です。

増田委員長 もう内容まで説明していただけますか。

松本課長。

松本健康増進課長 詳しくは非公表ですけれども、大体、医療費や医療手当での給付が多いです。それしか申し上げることができません。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 全てコロナ関係ということで、以前、吉村議員が一般質問で情報公開の件で、ほとんどが黒塗りだったというところがあって、ほかの自治体を見ていると、結構公開されている、情報として、個人名は別としてもロット番号であったりとかをちゃんと公表して、ある意味注意喚起を促しているような自治体もあるんですけれども、その辺の考え方というのは、今、市はどういうふうに、情報公開の件に関して考えていらっしゃるのかと、それから現在、新型コロナウイルスのワクチンの接種を促すような、市民に促すような働きかけとか、そういうことはされているのかどうかを教えてください。

増田委員長 ちょっと方向ずれていますけど。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。

個人の情報によります情報公開につきましては、個人情報審査会、葛城市でございます、そちらのほうにお願いをしております、そちらの審査の結果で、今回の、たしか情報の言っていたら黒塗りと言われていたところにおいても、そちらで判断をいただいたところがございますので、以前たしか一般質問でも吉村議員のほうに言っていたとおりにかと思えます。今回のコロナとか、予防接種全般についてですけれども、広報としては一般的に、いついつ行いますよということについては、負担金幾らですよというふうに、広報とかホームページなどでは、コロナだけではなく全ての予防接種について、同じようにお知らせはさせていただいているところです。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 そうですね。自治体によって全然情報公開の幅が全然違うというのは、私も調べてよく分かっているんですけれども、令和7年の3月時点で、コロナのワクチンに対して9,031件の健康被害が認定されて、死亡事例が998件というふうに言われているんですけれども、それこそ普通に受けてくださいよというのもいいですけど、こういった3人分、3名の賠償金だったかなの事例も確実に葛城市でも起こっておりますし、両方、普通に受けてくださいよというのもいいですし、こういうふうな事実もありますよということをごどこかで、どういう形か分かりませんが、選択肢がちゃんとあるということをご周知していただきたいという私の意見ですけれども、ということです。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 副反応につきましては、広報や厚生労働省につながるQRコードなどを載せて、周知はしております。

あと、先ほどの接種勧奨のことですけれども、付け加えさせていただきます。高齢者のインフルエンザや肺炎球菌、コロナワクチン等のB類疾病と呼ばれるものにつきましては、主に個人の予防に重点を置くものですので、接種に関して努力義務が課せられておりませんの

で、基本的には接種勧奨は行わない疾病の分類となっております。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

また同じように、不用額の表、成果報告書の中の5ページのところの衛生費、保健衛生費、予防費、健康づくり推進事業のところのお話をさせていただきたいと思います。ここに載せてあるのは金額が多いから載せているのか、理由が分かるものを載せているのか、よう分かんないですけど、取りあえずここに載っているのが、見込みが少なかつたためって書いてあるんですけども、成果報告書の衛生費のところの47ページですか、から予防接種事業の中の一覧がだーっと次のページも書いてあると思うんですけども、ほんでその次の48ページにわたりまして、健康づくり事業の検診の人数がだーっと書いてあると思うんですけども、これが見込みより少なかつたというお話につながると思うんですけども、これ少ないもんなんですかね。どこと比べてええか分かんないんですけども、例年はこれ、今日は時間があるから、1個、1個、どれぐらいのパーセンテージかというの1回聞いてみてもええのかなと思ひながら見てたんですけども、ここの、どういう言い方、答弁来るか分かんないんですけども、多い少ないというのは、現実結果の不用額のところに見込みより少なかつたって書いてあるということは、目標なり、全部大量にしやな話おかしいから、見込みよりは少なくなるのは当然やと思うんですけど、どれぐらい少なかつたのか。金額を見る限りは、いつも例年こんなもんやったんちゃうんかなと思ひているんですけども、その辺の答弁と、成果報告書の中で続いて、49ページの下の母子保健事業費、1、母子保健事業の中の子どもたちの検査のやつ、4か月児、10か月児、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月で延べ人数がだーっと書いてあるんですけども、これは100%、受けられているんですかね。その辺お答え願ひたいと思ひます。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 コロナワクチンのほうが令和5年度のほうは、コロナワクチン接種事業というふうになっておりまして予防接種事業には入ってございませんでした。それが、令和6年度からは、こちらの予防接種事業のほうに含まれましたので、それが丸々予算のほうには入ってきておりますけれども、最初に見込んでた、コロナワクチンの予防接種の接種率が見込みで65歳以上の人口の55%で見込んでおりましたが、結果的には16.5%しか受けられませんでしたので、その分が余ってきているというのが1つでございます。

あと1つは、子宮頸がんの予防接種委託料のほうも大きく余ってきておりますが、これは平成25年にワクチン接種した後に、因果関係が否定できない持続的な疼痛等が発症したことにより、積極的に勧奨すべきではないと勧告されまして、令和3年のすいません、勧告され、すいません、積極的に勧奨すべきではないということで、勧奨のほうを止めておりましたが、令和3年に最新の知見を踏まえ、安全性について特段の懸念が認められないこと、接種によ

る有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和4年度から個別通知を再開いたしました。これまで接種機会を逃してきた年代の方を対象に、3年間無料で接種を受けてもらうことができるキャッチアップ接種も開始されましたが、これが令和4年度より始まりましたので、接種件数が大幅に増加しております。

続きまして、乳幼児健診です。乳幼児健診の受診率ですけれども、4か月児につきましては99.3%、10か月児につきましては97.6%、1歳6か月児につきましては97.8%、2歳6か月の歯科健診につきましては88.9%、3歳6か月児健診につきましては95.6%となっております。未受診の方も全員把握しております、電話や通知などで必ず連絡を取って、追うようにはしております。

以上です。

増田委員長 先ほど杉本委員からは、接種の実施率というか、低いものの理由を説明してくれというふうにお問いがあったのかな。今、松本課長が説明した分で、率の低い分の説明全てですか。もっとほかはないですか、率。

(「検診のところも聞いてるんですけど」の声あり)

増田委員長 検診のところも含めてね。説明不十分なような気がするんですけども、再度、杉本委員から説明、改めてしていただけますか。

杉本委員。

杉本委員 不用額のところに書いてあるんですよ、そういうふうに。こういう表をつくっていただくのはすごいありがたいから分かるんですけども、その書いてある中身が見込みよりも少し少なかったというのが検診のところと予防接種のところにあるんですよ、事業のところ。この見込みが少なかったという理由で、見込みが少なかったというので、見込みよりより一層低いものは何なのというところをお聞きしたいなど。検診もね。がん検診のところもそうですよ。

増田委員長 ほかもあるんじゃないですかということなんですか。

杉本委員 逆に言うたら、ほかはもうオーケーやったら言わんでいいです。

増田委員長 そんだけですか。これ成果報告書で一覧出していただいていますけども、1,033とか17とか、何ぼに対してこんだけやというのも比較もしにくいし、それが多いか少ないかという判断も、実数しか出てないんで分からないんですよ。そういう意味も含めて分かりやすく、この一覧表の内容について説明していただけたらありがたい。問題のあるところはね。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

予算のときの人数というのは今ちょっと持ってないんですけども、受診者数はお答えさせていただきますでしょうか。

増田委員長 それはこれでしょう。

松本健康増進課長 5年から。

増田委員長 成果報告書の49ページでしょう。これが対象となる数字は分からないので、たくさん受けていただいたんか、少ないんかが分からない。

松本健康増進課長 前年比と比べましては、子宮がんと乳がん以外は全てのがんで受診者数のほうは上がっております。受診率につきましては、子宮がんと乳がんのほうは2年に1度になりますので、受診者数は少し去年からという面では減っていますけれども、2年に1回というところを踏まえすと、受診率はこれも上がっております。

以上です。

増田委員長 ちょっと私口挟みますけど、非常にがん検診等については勸奨もしていただいて、丁寧に封書で対象となる方にご案内をいただいています。これによって早期発見、完治をしていただいたという方もたくさんおられます。ところが、率を上げることによって、そういった救うチャンスを受けなかって手後れになるというふうなことのないように、最大限努力をしていただきたいんですけども、それが思うように勸奨進んでんのかどうかという心配。または、貴重な予算をここに割いて予算組みをしていただいているものが、最大効果を上げていただいているのかというのが、委員皆さん方心配しておられるんで、そういう意味で安心のできるご回答をいただけたらありがたいと、こういうことでございます。

松本課長。

松本健康増進課長 集団セットけんしんのがんを受けられた件数をお答えさせていただきます。胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、健康診査、肝炎の検査、ピロリ菌も入れまして、延べ6,040の方が受けてくださっています。個別検診につきましては1,691人、受けてくださっています。がん検診の成果といたしましては、葛城市では幸いがんによる死亡は全国と比べては低くなっております。令和5年度の健康増進課の調査では、約半数前後の方ががん検診を受診されております。健康増進課といたしましては、先ほどもおっしゃっていただきましたように、受けるだけで終わるということではなく、精密検査と判定された場合には、精密検査を受診されているかどうかの確認、または未受診の方には受診勸奨を何度も実施しております。その結果、令和5年度の精密検査の受診率は、83.3%から100%となっております。

以上になります。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 成果は委員長全部おっしゃったんで、僕しゃべることなくなっただんですけども、おっしゃるとおりで、せつかくあるもんですし、受けられてない方も把握されているわけじゃないですか。そこをどうするかになってくるんです。これが高いか低いかは一旦今日はもういいとしても、どっちにしても100%ではないわけなんで、そこをどうするか。僕もはがき来るんですけども、もうちょっと怖いんですよね、僕あれ。なんか受けんの。やっぱりちょっとびびってるところあるんで、もっと楽ですよみたいな。何か恐怖で、来たか、受けやなあかんのかというのを、多分僕だけじゃないと思うんです、病院苦手な方って。そういう工夫をしていただいて、今まで多分いろんなもん受けられてる方っていうのは、そういうの受けられる方やと思うんですよね。僕みたいなへたれ君は、なかなか受けられない方を対象の、さっきも言ったけど、ちょっと方向性変えたら、いろいろ変わると思うんです。今回僕が全部ほんまは知りたかったですけども、やっぱりそういった努力を、ワクチンも予防接種もそうや

し、検診のほうも、頭を使って、お金かかることじゃないと思うんでこれは。ちょっと説明とか入れだしたら、チラシ作ったりすんねやったらお金かかるかも分かんないですけども、そういう工夫を部署でやっていただきたいなという思いで、あとはもう委員長おっしゃったとおり、結果、いいことやっているんで、しっかりやっていただきたいなと思うのが、検診と予防接種の僕の思いなんですけども、次に、子どもの健診のほうですけども、90%超えしたという、これ高いか低いかいうたら高いと思うんですけども、受けられてない子も把握しているという、把握しているだけであってどうなんですかね。これ先ほどの5歳児健診の松林委員さんおっしゃったみたいに、それこそこれ100に近づけたほうがいいに決まっていると思うんですけども、これなぜ受けられないのか、あんまり意味、保育所に通ってられないからとかそういうのもあるのかなと思うんですけども、これはぜひ、97%とかやったら多分二、三人とかになんのかな。全体的に二、三人、多くて3人とか。連絡もしてるんですけど話なんですけど、特定できやん程度で教えてほしいんですけど、なぜ受けられないのかなと思うんですけど、その辺は把握されていますか。

増田委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川です。よろしくお願ひします。

委員おっしゃるとおり、100%を健診ではもちろん目指しております。特に1歳半と3歳半健診は、国のほうの母子保健法で定められている健診ですので、これは全国的に100%を目指すということになっておりますので、当市においても、そちらのほうは100%目指しておるのは大前提ではあるんですけども、現実的に、健診の時期に入院をされているかどうか、長期自宅療養されていて、実際的に健康増進課のほうに来ての健診が無理かなって、難しいかなと思われるお子さんにつきましては、お母様との面談をすることによって、問診を取ることで、健診として見なすということにさせてはいただいているんですけども、現実的には子どもさんの健診をしておりますので、そこはカウントできませんので、現実的には100%ではないという現状になっております。ですので、全く把握していないとか、電話で済ましているというわけではございませんので、そちらのほうはよろしくお願ひいたします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 委員長、ちょっとだけ質問していいですか。これ、ほんだら、そうそう努力をやっていたいてるのは分かりましたし、そう目指していただいているのも分かるんですけども、例えばこれ、今のこの表の4か月児健診の数は281人じゃないですか。今受けられる延べ、多分285人とか、分かんないんですけども、これが次10か月健診に来るわけじゃないですか。これが次1歳6か月というふうにかうやっていって、何が言いたいかっていいたら、例えば今の状態で、この子たちが最終の3歳の健診までで、1回でも全部100受けられた、取りあえず1回は100になるわけじゃないですか。1回はね。全部受けてほしいですよ、もちろん。ただ、今おっしゃったみたい事情もあるしって話なんですけども、でも1回は受けてほしいって思いで質問させてもらうんですけども、今は各年代でこう来て、100に1回でも全員受けられてんのかというのはつかんでますかね。受けられてない方、4か月健診は受けれんかっ

たけど、10か月は受けました。一旦これで安心じゃないですか、一旦ね。毎回受けてほしいですけども。一応そうになったら、1回受けたとっていう、何で副市長、笑ってんですか。という意味で把握はされていますか。これだけ見たら受けられてない子がおるわけなんですけども、各年代で、各その場所、場所で見たら、受けられることも可能なんじゃないのと思うんですけども、その辺はつかんではりますか。

増田委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 西川です。よろしくお願いします。

委員おっしゃるようなことを正確には調査しておりませんで、正確にお答えはできませんけども、100%のときはあると思われま。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 正確に答えられないけど、100%であると思われるって、なかなか微妙な返答で分かりにくいんですけども、もうお願いとして、僕、今言った意味分かりましたか。副市長は多分分かったと思うんですけども、ということで、100を取りあえず一旦目指しましょうよと思うんですよ。おっしゃるとおり事情もあるし。ただ、1回も受けへんっていうのはちょっと具合悪いと思うんですよ。かたくなに受けへんのも理由、なかなか探すの難しいしね。その辺は把握されてんやったら、じゃ、次行ってくださいよみたいな話で進めていただけたら、僕は安心できるかなと思います。何かあるみたいですけど。

増田委員長 西川補佐。

西川健康増進課長補佐 西川です。

お答えとはちょっとずれるかもしれませんが、市のほうで未受診者対象マニュアルというものを作成しております、明らかなそういった原因ではなく、受けておられない方につきましては、再勧奨みたいなことをする中で、ある一定数勧奨しても受診されない方につきましては、虐待のリスクもあるということで、こちらからこども・若者サポートセンターのほうに連絡をしていただき、サポートセンターのほうで虐待のリスクということも踏まえて、本人確認なり調査なりをしていただいておりますので、全く分からないという状態がないということは100%把握しておりますので、そちらのほうは報告のほうさせていただきます。

増田委員長 よろしいか。

杉本委員。

杉本委員 僕、それがなかなか言いたくなかって、そこなんで、もうおっしゃったから言うけど、ネグレクトとか虐待とかの可能性をはらんでいる、可能性が高いんじゃないかなと思ってるからしっかり見てくださいというのは、なかなか僕から言いにくかったんで、言っていたいで助かるんですけども、ということなんで、できるだけ100%、1回は見たら何とかかなるといふか、努力していただきたいなと思いますんで、今後ともよろしく願いしておきます。すいません、何回も。

以上です。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 関連で母子保健事業の乳幼児健康診査の事業についてお伺いしますけれども、ここにそれぞれの健診時に、延べ人数書かれてあるんですが、この中で、例えば発達上の課題がある子ども、発達障がいまで行くかどうかは別として、そういうことも多分出てくるんだろうと思うんです。その場合には、保護者に、こども・若者サポートセンターでのご相談とか、紹介したり、されたりしているんだろうと思うんですが、これ実人数でいうとさわりがあるので、できたらどの程度のパーセンテージで、そうしたこうした健診時に、こども・若者サポートセンターでの発達課題についてのご相談を紹介するということがあるんでしょうか。これについては、この間、私、厚生文教常任委員会に入っていないから、細かいところまであれなんですけど、非常に保護者の関心もあって、この部分でありましたので、まず数字をお聞きしたいんです。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 今ちょっと手元にございませんで、後ほどの報告とさせていただきたいです。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。それで、これ質問なんですけれども、例えばそういう発達課題が見つかった子どもたち、保護者にもそういうことをお伝えして、こ若にかかっていたかどうかということなんですけれども、保育所のほうにそういうお子さんについて、保育所での様子等を問い合わせるようなことはされているのかどうか、このことをお聞きします。

増田委員長 この内容、先ほどのご答弁、出てないっておっしゃられたけども、つながっていかないような気がするんで。どうですかね。もう用意してもらいましょうか、暫時休憩して。よろしいか、つながりますか。よろしいか。

ここ暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時23分

再 開 午後3時40分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ご答弁をお願いします。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

(「ちょっと答弁に関して」の声あり)

増田委員長 それでは先に、谷原副委員長。

谷原副委員長 先ほど私、質問したんですけれども、数字を出すことがどうなのかというご懸念もあろうかと思えます。だけど、我々はきちっとした数字を知りたいと。そのことが先ほどから出ている5歳児健診のことにもつながるし、また、この間、厚文で話したことについても、僕はその数字は結構重要だと思っているので、議会の議員としては知りたいんだけど、オープンにすることによって当事者の方もいらっしゃる話なので、その思いを考えたときに、オープンにしにくいこともあろうかと思えますので、こういう質問を私したんですけれども、できたらそこは、内々の形で議員には伝えていただくような形で、ここは非公開になるかも分からないんですけれども、それは皆さんにも了解していただいてというふうに思うんです

けども、これは配慮をお願いできたらと、委員長お願いしたいと思うんですけど。

増田委員長 理事者側でご答弁避けるべきであるということであれば、質問者から差し支えないということですけども、答弁できる範囲内でご答弁をお願いします。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

先ほどの乳幼児健診の要観察、要精密検査の割合ですけれども、まず4か月健診につきましては、283名のうち281名が受けられまして、要観察となったのが12.8%、要精密検査となっていて、直接病院等へおつなぎさせていただいたのが24.5%です。10か月健診につきましては、対象者が255人中249人受けられまして、要観察が25.3%、要精密検査が8.8%、1歳6か月健診につきましては、対象者276人、受けられましたのが270人、要観察が23%、要精密検査が4.4%、3か月半健診につきましては、343人の対象者のうち328人が受けられまして、要観察が12.2%、要精密検査が5.8%となっております。内容につきましては、4か月、10か月、1歳半ぐらいまでは、発達等の問題というのはまだ分かりづらい月齢でありますので、ほぼ股関節等の身体から来るものが要因となっております。

あと、心理士に相談したい方ということでおつなぎさせてもらっているのが、1歳半健診で6.3%、3歳半健診で5.5%となっております。

以上になります。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。それで、臨床心理士の方と一緒にということなので、その時点でつなぐということなんですけれども、先ほど言いました保育所のほうに、そういう方々についての保育所での様子を問合せするということはあるんでしょうか。というのは、やっぱり行動観察ですよ。ほかの子と一緒に生活するというのは保育所の生活ですから、そこで、行動観察の中で分かることも多いと思うんですね。やっぱり健診は母子ですから、その聞き取りということなので、そこら辺で非常に重要なことだと私は思っているんですけども、そういうことは葛城市ではあるんでしょうか。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 それは心理士に相談したい方ということで、こども・若者サポートセンターにつなぎますので、そこから保育所なり幼稚園なり、情報共有のほうをしていただいております。以上です。

増田委員長 よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 そしたら、杉本委員の不用額の話にも絡むかなと思うんですけど、4款の衛生費なんですけど、92ページ、成果報告書でいきますと47ページで、骨髄等移植ドナーの支援事業の助成金というところ、またこれ実績として今0人ということでは書かれております。これ、かなりやっぱり大事な事業であると思うんですけど、これ、実績を遡って教えていただきたいなというところがございます。絶対予算はつけていかなんのは確かなんですけど、まず実績

を教えてくださいというところでございます。

それと、同じ92ページの、決算書の92ページの4款1項1目の18節小児深夜診療の負担金548万なんですけど、成果報告書では今60名というところで受けられた乳幼児60名というところなんですけども、これ1回補正も多分出してたかなと思うんですけど、これの人数が60名が、休日もあると思うんです。休日と夜間と、この負担金に関しては30市町村が負担割合ををすると思うんですね。これが葛城市にとってはどこら辺の位置にあるかというところを教えてくださいなというところでございます。

それともう1個、もう3つ言っておきますね。それと、96ページのこれも4款1項5目になりますけど、産後ケア、12節委託料、産後ケア事業委託料なんですけど、これも582万8,650円、これ委託していただいております。以前、予算のときに聞いたときには、委託先は今8か所があるということを知りました。これの委託先が増えたかどうかということと、使われている、これ成果報告書のページでいきますと50ページになるんですけど、宿泊型と通所型と訪問型とあるんです。これ利用日数は書かれておりますけども、人数、どれぐらいの方が利用されているかというところをお聞かせ願えますか。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

まず、骨髄ドナーの実績ですけれども、これは令和4年度から始めている事業ですけれども、今まで実績はございません。

2つ目です。葛城市60名ですけれども、全体といたしまして、中南和は全体の受診者数が761名で、葛城市は60名となっております。

次、産後ケアの事業所ですけれども、事業所のほうは今現在、1か所増えまして……。

増田委員長 正しくご答弁お願いします。よろしいですよ。言ってください。

松本健康増進課長 3つ目の産後ケアの事業所ですけれども、1か所増えまして、現在9か所と委託契約のほうをしております。人数ですけれども、令和6年度の実人数といたしましては95人となっております。

以上になります。

増田委員長 西川委員。

西川委員 1個答弁、2つ目のやつ抜けて、休日に通われているのと、夜間で使われているというのが、60名のうち、それが分かるかどうかというのを1個抜けていますね。

増田委員長 追加でご答弁お願いします。

松本課長。

松本健康増進課長 これは毎日の深夜のみとなっております。休日はございませんので。休日はまた……。

(「休日もあるはずやけど」の声あり)

松本健康増進課長 すいません、休日を含んだ深夜で60名です。

増田委員長 もう一回正しく診察の要件時間、ご答弁お願いできますか。

松本健康増進課長 診察の時間は午後の11時半から午前の5時半で診察日は毎日です。

増田委員長 よろしいですか。ご理解できましたか。

西川委員。

西川委員 ごめんなさい、僕の勘違いか分からんのですが、休日、土日でしょ、土日とか休日、祝日とかいうのは、多分、違うんですか。ホームページの僕見てて、分かりにくいなと思ったんですけど。

増田委員長 もう一度、きちっと答弁してください。

松本健康増進課長 休日をやっているのは大和高田市のほうの葛城地区休日診療所のほうで、今おっしゃっていただいているのは、橿原市の休日の夜間応急診療所ですので、毎日の夜間です。

増田委員長 よろしいですか。

西川委員。

西川委員 分かりました。このホームページで僕、タイトルだけ見たら、橿原の休日夜間応急診療所って書いているから、休日と夜間と両方、乳幼児はやられてんのかなと思ったんですけど、夜間のみなんですね。毎日夜間のみということで、理解しました。これ勘違いせえへんですかね。分かりました、僕はちょっと勘違いしましたんで。了解しました。

まず、骨髄バンクの件なんですけど、令和4年度からやられていて、これも実績ゼロというところで、やっぱりこれどういうPRとか、PRもそうなんですけど、まず、もう1個聞きますわ。骨髄バンクに登録せんと、これにドナーの対象にならへんと思うんですけど、葛城市でバンクに登録されている方というのは把握されているかというのはわかりますか。

それと、産後ケアの件については、95名の方が延べじゃないですよ、これは。実95名というところで、これは僕の感覚ですけど、かなり周知をされていて、しっかりと通っていただいている数字なんかと思うんで、これは評価したいなと思います。ただ、これ、もう1個聞きたい、葛城市には、委託先というのはできたんでしょうかというところを、それ教えていただきたいなと思います。

小児期診療所のやつはもう分かりました。これで、葛城市も60名ということで、760万、30市町村あって60名ということは、それなりの割合、近いからやっぱり行ってくれはる方も多いかなと思うんで。これも結構使って、救急のときに使っていただいているというところはいいんじゃないかなと思います。さっきのホームページのところは僕勘違いしましたんで、その辺、休日じゃなくて夜間のみというところでね。理解しました。さっきの2つだけ質問もう一回。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 骨髄バンクに登録されている方につきましては把握しておりません。直接、日本骨髄バンクのほうにされているので、うちのほうでは把握できていません。

2つ目の産後ケアの葛城市内での事業所ですけれども、今のところどこも契約しているところはあります。

増田委員長 西川委員。

西川委員 これはやっぱりもちろんその骨髄バンクに登録していただかんと、これを使えないわけなんですけど、それが葛城市が把握できてないというのは、どういうあれなんか分からんで

すけど、そこに直接その方に直接お願いしますねということもできるかもしれませんが、その方法というのがあのかどうかというところ研究をさせていただきたいなと思いますね。ほんで、まずは骨髄バンクに登録をせんなあかんというところがありますのでね。その辺は何かしら、やっぱり啓発できるような形で考えていただかんと、これもう多分、多分というか絶対これ必要な事業やと思います。予算も絶対そんな今ずっと実績ゼロですけど、削ることは絶対したらあかん事業やと思うんで、協力していただける方をしっかりと見つける努力はしてほしいなというところがございますね。

それとやっぱり、葛城市に95名の方が一応委託先、市外から出て産後ケアのところ、この95名の方が実績ですって使っていただけるのは、本当にいいのかなと思うんですけど、これ奈良市とかまで行ったりとか、隣の香芝市さんとかそうかもしれないですけど、やっぱり葛城市で、これ事業者さんでやっていただけたところをやっぱり見つけるというの、例えば、僕、知り合いのところでしたら、例えば保育園の方が別の事業で産後ケアをやられてたりとかいうこともありますし、そういうところで、課が違ってもいいんですけど働きかけをしていただいたら、もっと葛城市が安心して、出産しても葛城市の中で産後ケアもできるというところで、いいんじゃないかなと思いますんで、その辺は1回、どの課で言ったらどうか分からんですけども、保育園とかしていただける、協力していただけるところがあるのかなと思うんで。なかなか難しいですかね。ただ、でもそうやって葛城市としてはこういうことで考えていますというところで、やっぱり働きかけもしていただいてもいいんじゃないかなというところは思うところがございます。

増田委員長 何でないんですかね。分かりますか。何でないんですか。理由分かりますか。

西川補佐。

西川健康増進課長補佐 西川です。

これはもう個人事業のことですので推測ではあるんですけども、まず、やはり誰でもやりたいって言ってやれるものではなく、やっぱり助産師という資格であるとか、あと基準であるとか、制度管理、あと何かのときの母体となる病院を確保するなど、産後ケアを開設、開院するまでのクリアしないといけない条件がやはりたくさんあるので、現状やはり限られたところでの開設、開院となるように考えております。

増田委員長 分かりました。

ほかに。

松林委員。

松林委員 産後ケアの事業なんですけども、これ令和5年、令和6年度、利用日数というんか、そこらがちょっと増えとるんですけど、この背景、理由というのは何か分かったら教えていただけますか。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

この産後事業ですけれども、もともと対象者が産後に心身の不調または育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者を対象となっておりましたが、令和5年の6月の

国の通知で、産後ケアを必要とする者のみと対象者の条件を緩和したことに伴い、また母子手帳交付時に加え、全ての新生児訪問時に事業説明を行って周知したため、認知度が広がり、利用も増えたと思われます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 対象者の緩和、対象の緩和ということで、そういうことで利用が増えたという、多くの人に利用できるということで了解しました。

増田委員長 奥本議長。

奥本議長 さっきの骨髄バンクの件で、私が言うのも変な話やけど、それと1つ、この決算を踏まえて今後の展開の要望というのでお話しさせていただきたいんですが、これ私、令和4年以前から予算と決算で何回か言ったことあるんですが、今現状、先ほど西川委員の質問の答えみたいになるんですけども、骨髄バンク協会が、葛城市とか含めて、提供を呼びかける場面というのは、献血のときしかないんです。先月も献血あったときに、一緒に来てはったんです。献血のところ、私も献血行きましたけども、骨髄バンクやっているよというところは市からの広報がなかったんですね。そこがまず1つが足りないところと、現状、骨髄バンクのドナー登録というのは18歳から54歳まで、なおかつ体重制限っていうのが細かい規定があって、一生のうちでドナー登録できる人は限られるんです。期間が。なおかつ適合者というのは、これ何万人かに1人ということ、これももう過去に私1回お答えしたことあると思うんですけども、葛城市の人口からいったら、七、八年に1人出るか出ないか。適合者がね。そういうレベルの話なんです。でもおっしゃるように、西川委員おっしゃるように、やっておかないと駄目な話。いざというときに、やっぱりその適合者探すときに、1人でもそういうのが見つかる可能性があるということに対して、行政が準備するというのは大事なところなんです。以前から私言っていたのは、これは今の骨髄バンクの状況ですね。人数に関しては、やっぱり行政には提供してないと思います、これは。たしかしてなかったと思います。そういったことで、これ令和4年から、ドナー提供者に対してのこういう制度をつくってもらったんはありがたいんですけど、以前から私言っていたのは、もう一つ、ドナー提供される方の雇用されている企業に対しての休業補償もやっているんですよ。ほかの県内12市の中では。今ちょっと現状分からんけども、恐らくもう半数以上の自治体では、ドナー登録で提供される、たしか3日か4日休まれるんだけど、その間の企業に対しても休業補償を払われる。その制度やっぱり葛城市も導入していただきたいと。そうすることによって、休みやすい、企業も送り出しやすいという風土ができると思うんです。それは今後求めるところなんで、この辺のところを踏まえて、周知とその辺の対応をお願いしたいと思います。

増田委員長 答弁よろしいか。答弁。方向性。どうですか。PR不足というようなこともご指摘ありましたけども。

松本課長。

松本健康増進課長 ホームページで確認させていただきましたところ、県内でも6市町がその助成のほうやられているということですので、また検討させていただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 関連で、これ産後ケアのことの関連なんですけれども、これ、近隣市と葛城市の実際の日数、利用日数等を含めて、どういうものか、どういう状態になっているかお聞きしたいんです。葛城市の今の利用日数、制度上の利用日数と近隣市の状況ですね。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 葛城市のほうは宿泊、通所、合わせて7回、訪問につきましては7回まで。大和高田市さんのほうは、宿泊、通所、訪問、合わせて7回、香芝市さんは、宿泊、通所、合わせて7回、香芝市のほうは訪問はされておられません。広陵町さんは、宿泊6日、通所7日、訪問7日。御所市さんは宿泊7日、通所7日、訪問5日となっております。

以上です。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。これはいろんなことで誤解があるというふうに思うんですけれども、葛城市、いろんな方が若い方が転入されてきますよね。ほんなら、前の市で産後ケアでこれだけあったのに、葛城市ないとかいうふうにおっしゃる方がいらっしゃるの、そういう声も回り回って聞こえてくるんですね。それで確認したんですけれども、宿泊等はもう7回ということで、変わらないということで、分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 これはもう要望だけなんです。私、何回か言わせてもらっていると思うんですけど、産後ケアのサービスの申込みが電話か直接、健福のほうに行かないといけないということで、もう既にしんどい思いをしているのに、そういったことってなかなかハードルが高いと思いますので、ぜひ産後ケアサービスの予約のデジタル化をぜひ考えていただきたいというのは、これは要望だけなんですけど、よろしくお願いします。

増田委員長 要望だけでよろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、私は報告書のほうで質問をさせていただきたいと思います。

今も産後ケアがありましたので、52ページ、火葬場の管理事業についてお尋ねをさせてもらいたいと思います。葛城市の火葬場、まず481件という利用が出ています。ここ数年、かなりこの利用が増えている状況にあると思っています。増えている状況を3年ぐらい、分かる範囲でお示しをいただきたいのと、私、葛城市の火葬場、本当に市民を思っているというのは、あれ、例えば停電しても、発電機をつけて、絶対に止まらないように、ほかと違ってなっているんですね。私、そのことについては、よそでもほかの市でも自慢の火葬場やというふうに思います。途中で停電とかなって、止まったら大変なことになりますから、そういうときにでも対応できるということで、本当にこれについては感謝申し上げたいと思います。その中で、481件が伸びているやろうというのをまずお示しいただきたいのと、そう

いういい火葬場なので、火葬場を使うのって、他のまちと連携というんですか、協定というんかしているんですね。例えば葛城市でも、重なるときあったら、どっか使っているというふうに私は認識をしているんですけど、逆の場合、例えば高田とか、ほかのところがいっぱいだったら、葛城市も使ってもらえるという制度になっているというふうに認識しているんですけど、そういったケースがあんのかな、ないのか。この481件の中に他市の方が中で、もういっぱい重なって使ったということあんのかどうか。それと、葛城市の人がよそを使わないようになってしまったということがあるのかないのかという、その辺を教えてくださいたいと思います。

2つ目が、その次の53ページ、ごみのことについて、焼却炉、クリーンセンターのことについてお尋ねをしたいと思います。これ、6年度の決算ですけど、多分6年度はごみの減量というふうなことをタイトルに、話し合いもしてたときであろうかと思いますが、今度はごみは減ってきているかどうかというところら辺をお示しをいただきたいと思います。この中身について今さら聞くのが大変申し訳ないんですけども、可燃ごみクリーンセンターの中で直営収集、委託収集して収集しているのは、一般家庭、収集しているものじゃないですか。あと、この辺は減ってんのかなという気はするんですけども、あと、許可車の搬入、事業所等の持込みと、これの中身教えていただけるんだったら、内容の中身と、内容は聞くなということやったけど、内容を説明してもらった上で、これの増減についてもお示しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

増田委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田でございます。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、火葬場の利用件数についてでございます。令和6年度が481件ということで、令和5年度につきましては403件、令和4年度につきましては397件となっております。増加しているのが現状でございます。火葬場の利用につきましては、市内に住民票なり、本籍がある方ということで、過去に協定があったと認識しておるんですけども、現在は協定はしてないと考えております。

以上でございます。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 ただいまの答弁で訂正のほうをさせていただきます。

今現在、協定は、大和高田市さんと広陵町さんとうちとで協定のほうは結ばせていただいております。その内容ですけども、通常のいっぴいやからというんじゃなしに、災害時等で使用ができなくなったというときに、そういう協定の中でお互いやっていきましょうということでの協定でございます。ですので、今これ協定結ばせていただいて、うちがほかの高田市さんや広陵町さんで火葬していただいた件数もございませんし、逆に高田市さん、広陵町さんからこちらのほうで火葬した件数も今のところはございません。

以上でございます。

増田委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。よろしく申し上げます。

今、藤井本委員さんお問いのごみの減量の件ですけれども、燃えるごみの総量は徐々に減ってきております。重さのベースで説明させていただきますと、令和4年度は1万1,078トン、令和5年度は1万1,009トン、令和6年度は1万889トンに徐々に減少しております。その中で持込みの許可業者、事業所ごみと許可業者のごみですけれども、許可業者が搬入しておりますごみにつきましては、若干増加しております。令和4年度が2,626トン、令和5年度が2,787トン、令和6年度が2,796トンと僅かながら増加しております。あと、事業所の持込みごみといいまして、ごみの収集運搬業者以外に直接、商店とか工場とか、事業されている方も直接の持込みというのがございますけれども、そちらのほうが、令和4年度が982トン、令和5年度991トン、令和6年度1,002トンと、こちらも僅かながら増加しております。それ以外に一般のご家庭からお持ち込みのごみというのもございまして、そちらはほぼ横ばいなんですけれども、説明させていただきますと、令和4年が1,341トン、令和5年度1,315トン、令和6年度1,336トンと増減はしておりますけれども、あまり変更はないという形でございます。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 よく分かりました。ありがとうございます。

まず、火葬場の件、細かく説明ありがとうございます。協定はして、なんかあったときはそういう協定あるよということも認識しておきたいと思います。これ増えてきているわけですね。今のこの増え方、また予想される増え方で、季節的などころとか集中するときあるかと思うんですけど、そんな中で混乱というんですか、だいぶ待つてよとか、そういうふうなところまではまだいってないんですか。やはりこういうところも増えてくると、そういうふうな考えられるところもあるので、今3基あるのかなあれ、やったら十分にいけるというお答えをいただきたいわけやけども、増えてきてん的事实やから、そこら辺もう一度、増えても、今3基あるから大丈夫ですというお答えいただけたら、それはそれでいいです。その辺お答えください。いや、今、集中するときは何日間か、3日、4日待つてもらうときはありますねんというようなことなのか、その辺の話を、平均すれば481件だから、365日で割っても平均すればいくんだけど、平均というわけにいかないと思う。季節的なもんもあるかと思うので、そここのところ、どういうふうに予測されていると言うてええんか、どういう状況なのかお示してください。

ごみのほう、ご努力もあって、一般家庭から出されるごみというのは減っているんで全体を押し下げているということで、努力されているということは評価したいと思います。ただ、許可業者が持ってきている、事業所も持ってきていると。事業所が持ってこられるというのは商売発展いうんか、拡大されていったらごみも増えるだろうから、これはいいんだけど、今さら申し訳ない、許可者、許可業者が持ってきているごみというのはどの範疇まで、例えばこういうのを持ってきてはんねんというのを教えていただけたら。これが増えているという、もっとここら減ると、全体としては減るわけですね。ここの中身について、こういう、私

が知らないだけ分からないけど、一般家庭ごみが収集される持込み、一般家庭から持込みされる、事業者さんが持ってこられるのは分かるねん。許可者、許可業者が持ってこられるごみということについての説明と、それが増えている要因とかいうのを教えていただきたいと思います。

増田委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。

許可業者が持ち込んでいるごみの範囲でございますけれども、事業系一般廃棄物といまして、事業系から発生するごみで産業廃棄物以外のものになります。具体的には、クリーンセンターで処理できる燃えるごみになりますけれども、例えば工場とか事務所から出るごみとしましては、事務所から出る書類とか、あと事務所で消費される弁当がらとか、そのような産業廃棄物、工場とかでの作られる製品とかの残余とか、そういう以外の事業活動で出る燃えるごみを中心になります。あと、商店から出るごみですと、飲食店から出る生ごみ、あと、コンビニエンスストアから出る燃えるごみ、そのようなものが事業系の一般廃棄物ということになりまして、それが増加している背景ですけれども、やはりコロナ禍が明けまして、商業活動とか工場の生産活動、商業活動とかが徐々に復活してきていて、ごみのほうが増えているのではないかなと想像しております。

以上です。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 火葬炉の運営についてお答えをさせていただきます。

今現在、3炉の炉があるわけなんですけれども、マックスで1日1炉につき2体まで火葬のほうはさせていただくことはできますが、炉の消耗等もございますので、1日1炉というような形の内規の中で進めさせていただいておりますので、1日3体あって365日、数字だけで言えば1,095体の火葬ができるのかなと。その中で、毎日そういうふうな来ませんし、ばらばらの状態にもなりますので、一応基本としては1日3体というような運用の中で、4つ目が入れば、マックス6体までということなんで、必要に応じて対応のほうをさせていただいておりますので、何日も待っていただかなあかんということには現在なっておりません。

以上でございます。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 火葬場、私はほんまに最初に言いましたけど、最後にも言うておきます。本当に発電機等を用いてやられているということについては、ほんまに市民も知っておいていただきたいし、高い評価をさせてもらいたいと思います。ごみのほうも、やはり働きかけがあるから減ってきていると。やはり能動的に動いているからこうなっているという、この辺についても評価高くさせていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 今、藤井本委員さんからのごみの話出て、僕もごみの話をお聞きしたいんです。成果報告

書の5ページの、また不用額ところなんですけども、衛生費、清掃費、塵芥処理費、可燃ごみ処理事業の中の予算と支出を引いた額、不用額が1,189万8,000円。これって、この理由のところ、ごみ焼却量が計画量よりも減少したことで、いろいろ様々な委託料、持っていったり、運搬する委託料が減額になったから不用額、ごみが減ったから不用額、これって単純にいい不用額やと僕は思うんです。なんですけど、今もごみ減っている、減っているってお聞きしたんですけど、何でって話なんですよね。今、堆肥とか、おひさま堆肥とかやられているし、そういう事業やられているんですけども、これを努力していけば、こういう金額が下がっていくんであろうなと思うんですけども、それと関連してお聞きしたいんですが、決算書の100ページの4款衛生費、1項保健衛生費、目の8、環境衛生費の18節の中の家庭用生ごみ減量化等処理機器購入補助金、これ、家の生ごみ処理して堆肥にするというやつなんですけど、と思うんですけども、上限3万円で補助しますよって。これ今、成果報告書見たら19件の方が買われて、使われていると思うんですけども、これ条件のところ処理機により堆肥化されたものを適正に管理することができる方ってあるんです。どういう意味なんかなという。適正に管理というのがよく分かんなくて、例えばこれ、生ごみ処理機に入れたやつをただ単に捨てたら駄目ということ。どういうことなんかなって。これをどういうことなんかなというのをお聞きしたいのと、1つ目の質問は、ごみ減ったんは何でなんていうのと、2つ目が、家庭用の処理機を堆肥化されたものを適正に管理することができるというのはどういう状態のことなんかな。例えば僕はこれを買えるのかってことですね。田んぼにまいてくださいしかあかんかったら、僕できないんですよという話。これ何で聞きたいかって言ったら、これ広げていくことによって、変な話3万円、市が払ったら、この機械が壊れるまでは減量化できるわけじゃないですか、生ごみの。ええ取組やなと思って、もっと使えるように、使いやすいにしてほしいなと思ってお聞きしています。3つ目が、適正に管理できることができる方をどないやって管理するんですか、市はって思う。今後の話なんで、これ。この3つお聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。よろしく申し上げます。

ごみ量の減少してきている理由ですけれども、なかなかそれは原因というのを突き止めるのは難しいことではあるんですけども、燃えるごみ以外の大型ごみ、不燃ごみ等全てのごみが、徐々に若干ながら減少しております。特に古紙類というのは、最近、新聞とか雑誌、本類とかの消費も減りまして、古紙類は特に減少も大きいんですけども、今まで燃えるごみに混じってありました紙類の重さで減少している理由もあるのかなとは思っております。ただ、あとごみのほう、ごみ質というので紙類とか、生ごみ類とか、プラ類とか、いろいろそういう成分とか、何か月に1回か調べておりますけれども、確かにプラスチック類は容器・包装プラスチックに出されている分もありますので、若干割合というのは減っております。紙類というのも減っておりますので、そちらのほうで重量、紙というのは重さの割合結構占めますので、密度が高いんで、そういうので減っていると推測しております。

以上でございます。

増田委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田でございます。

ただいまのご質問で、生ごみ処理機を適正に処理できる者という、その条件についてでございますが、生ごみは大変水分が多いものでございまして、焼却について負担かかるというところもありまして、生ごみ処理機で処理していただいて、それを肥料に使っていただいたり、また、想定とすれば、ごみに出していただいても、それは乾燥していますので、その分はごみの軽減になるということで考えております。

以上でございます。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。ちょっと補足のほうだけさせていただきます。

この生ごみ処理機の目的は、先ほど委員さん、おっしゃっていただきましたように、ごみの減量化というような形で上限3万円で補助をさせていただいております。当初、この補助金を創設したときには、家庭で攪拌をさせて堆肥に変えるというような機械しかございませんでした。ここ一、二年、そういう原料の処理機ではなしに、乾燥さすと。家から出る生ごみを機械に入れて乾燥することによって、70%、80%が水分ですので、その分で、言うたらからからになるというような機械も出てきまして、今そちらのほうが、家で堆肥を作るよりも、そういう機械を購入されてされている方が増えております。そういうことで10%、20%になるので、その乾燥させたやつを通常のごみに出していただく。また、乾燥させたやつをプランターであったり、花壇に入れていただいて、堆肥として混ぜていただくというような形の方法を取っていただいております。その要綱に書いています適正な管理というのは、以前、家で堆肥を作るときの、まだ条件というのが残っておるのかなというように思っておりますので、その時考えておりましたのは、その辺にほかすんじゃなしに、プランターであったり、花壇であったり、堆肥として適正に管理をしてくださいということで入れさせていただいておりますので、今そういうふうなご質問いただきましたので、適正な管理ということについて再度検討させていただいて、違う文言も検討したいなというように思っております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 今、部長おっしゃること、次聞きたかったんですけど、乾燥で、生ごみをキッチンに置いておいて、そこにばんばん入れると。スイッチ押したら、臭いもなく乾燥するというの、堆肥にならんですけど、これは対象なんですかってお聞きしたかったんです。今これ読んでみると、堆肥化されたものじゃないとあかんねやったら、なかなか難しいかなと思うんですけども、今おっしゃったみたいに、ええもん出ているんですよ。いろいろ調べたらね。それも対象になるんだったら、これをもっと広げていける、ツールになると僕は思ったんでお聞きしています。それだけ答弁願いたいのと、あともう一つは、葛城市、いろいろ分別とかいろいろ皆さん協力的にやっていただいて、おひさま堆肥なり、今のこの事業とかもやって、その成果が出ているって言うてほしかったんですけど、あんまりそういうのは分からないとい

うか、そういう努力が実っただけなんじゃないのって僕は思っているんですけども、たまたま紙が減ったとかって、そんなもん全国そうなんで。何かその辺の細かい分析、今できなかつたらしないと思うんですけども、そういう努力は葛城市、市民総出でやっていると思うんですけども、そういうゼロカーボンのという話もあるから、そういう市の動きというのは、今のこの機械もそうじゃないですか。そういう動きに一丸となっていた結果ですというふうになるのかなと思ったんですけど、違うんですかね。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 1つ目の生ごみ処理機のと看で、それ二、三年前にそういう機械が出て、そういうお問合せもあったときに、これが、生ごみ処理機としてこちらが思っておったのは、堆肥を作るという機械であったんですけども、乾燥させて、それがプランターとか花壇にまけば、幾分かの堆肥にはなるんですけども、そこらで内部協議をさせていただいて、最終的には、これをしていただくことによってごみが増量化になるということもありまして、これは生ごみ処理機の対象というようにさせていただいております。今もうここ一、二年のほとんどがその機械の申請になっておって、毎年ですけども、徐々に補助金のほうも増額させていただいております。そういうことで、2問目のご質問になるんですけども、いろんな形でごみの減量化というものも取り組んでおりますし、徐々にございますけども、減っているという結果につながっておるのかなというように思っております。今後、ゼロカーボン、2050年ゼロというのも目指しておりますし、より一層皆様、市民の皆様にも協力をいただきながら、少しでもごみの減量化に努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。ほんならこれ、ごみ処理機の件に関しては、来年募集の仕方は変わってきよるわね。変わってくるといったら言い方悪いけど、ちょっと表現変わってきますよね。その辺分かりやすく、言い方悪いかも分かんないんですけど、堆肥という言葉が出たら、やっぱり家に花壇がないと駄目なんかなとか、田んぼやってなかったらあかんのかなという。でも一般の家庭のごみでそういうことされるような機械でもいいということじゃないですか。多分夏場とかやったら生ごみとかの臭いで結構苦労されているご家庭もあると思うんで、もしかしたらもっとヒットする働きになるのかなと思うんで、来年はそういったところもオーケーという感じでアナウンスしてもらったらいいと思います。ごみの減量化については、引き続きよろしくお願ひしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 関連で意見だけです。大変いい質問だったと思うんですけども、ぜひ市民に周知をしていただいて、あまり知られてなかったのですね。全然知らなかったのので、今の質問聞いて非常に感心したんですが、私もお近所の方で、ひなたのところで何か野菜を干されているのかなと思ったら、生ごみを干して、水分取って出しているんですと。もうすぐ頭が下がる

市民の方いるなということがありましてね。でも、これ聞いたら、その人は真っ先にするだろうし、そんな方も多し、ぜひ補助金も出ているということも、今のことで分かったので、そうすればもっと減量化できると思います。よろしくお願いします。すいません。意見です。

もう2点質問させていただきます。4款2項2目の資源ごみ収集事業4,900万余りですが、これは要は資源ごみの収集について、過去、随意契約から一般競争入札に変わって、大きく費用が下がってきたんですが、経年変化、どのように下がってきたのか教えていただけませんか。これ1点目。

2つ目、リサイクルプラザ運営事業について、今回、成果報告書のほうには目立った成果が書いてありません。これまで自転車のリサイクル等、それを販売幾らしたかとか、インゴットとか、いろいろあったと思います。発泡スチロールのインゴット、成果報告がないので、どんな成果なのかお聞かせください。

増田委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。よろしくお願いします。

資源ごみ収集事業の委託の10年間の変遷ということですが、委託の内容が大きく形態の変更しました年を主に上げまして、説明のほうさせていただきます。10年前ということですので平成27年、こちらのほう、まだ新庄のクリーンセンターと當麻のクリーンセンターが別々に業務を行っていたときでございます。このときは、當麻クリーンセンターの収集エリア、白鳳中学校エリアは直営で資源ごみのほうの収集をしておりました。そのときクリーンセンター建替えしておりましたので、処理のほうは全て業者のほうを委託しておりました。そのときの委託料1億1,670万となっております。

次に、大きく形態変わりましたのが、平成29年に現在のクリーンセンター完成しまして、そちらに変わったときでございます。こちらのほうでは市内全域の収集と処理は一切クリーンセンターですということ、こちら当初の年、平成29年のリサイクルの委託料1億5,899万7,000円となっております。

次に、一般競争入札を行いまして、入札の結果、委託料かなり下がったんですけれども、それが令和3年になります。令和3年の委託料は、年間で8,580万円となっております。その3年後に、また一般競争入札のほうさせていただきます、令和6年度の決算額でリサイクルの委託料4,976万4,000円となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。違うかあと1点……。

増田委員長 リサイクル。

吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田でございます。リサイクルプラザの成果についてでございます。

まず、剪定枝につきましては、市内各施設からトラック183台分の受入れをいたしまして、粉碎したチップについては、公共施設等で利用いただいております。

次に、発泡スチロールの減容につきましては、クリーンセンターからフレコン袋で231袋

分を搬入し、インゴット131本を作成をしております。リサイクル物品売払代金は22万6,710円となっております。

次に、再生工房業務についてですが、令和2年度より回収した放置自転車を奈良県自転車軽自動車商協同組合高田北葛支部と委託契約を締結し、整備をしていただいております、令和5年度は4回の作業をしていただきまして、自転車12台を整備をしていただきました。

以上でございます。

増田委員長 令和何年ですか、最後。

吉田環境課長 令和6年度が4回の作業をしていただきました。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。実際資源ごみの収集・運搬処理についての事業ですけれども、同じ事業でも当初、競争入札されて大きく下がったんですが、これ事業には問題ないのかどうかですね。つまり、これ委託事業の場合は、一般競争入札すると最低制限額がありません。請負と違いますのでね。だから、現状、今業者を請けて、実際やっている事業で問題ないのか。安く請け負って、その品質かどうかということになるわけですけど、これについて伺います。再質問。

2つ目ですけれども、リサイクルプラザ運営事業のほうですけど、自転車のリサイクル、非常に評判がよくて、あっという間になくなって、市民の方に喜ばれたんですが、その分が12台ですか、リサイクルでよくしたということですが、それが分かればお願いしたいと思うんですけども。今分かりませんか。分かったらですけどね。

増田委員長 自転車の再生の実績ということですか。12台の実績はありました。その後の……。もう一度。

谷原副委員長 直したのが12台ですよ。それを例えば販売会という形で、何か、去年とかおとしやられて、非常に市民の方に人気やったということがあったので、せっかくリサイクルして、自転車そのまま直して、また放置していたら一緒なのでね。やっぱり再生……。

増田委員長 最終的にどこ行ったかいう……。

谷原副委員長 そうそう、それ実績があったら、分かれば、今分からなかったら、後でも結構です。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 基本的に駅前の放置自転車を回収をさせていただいております。やり始めた当時は、結構放置自転車ってあったんですけども、今も放置自転車はゼロではないんですけども、もう修理のできないような自転車が多くありますので、なかなか回収ができてない状態なんです。ほんで、2回ほどリサイクルフェアってさせていただいたんですけども、基本的にやっぱり5台、10台でというのはできませんので、せめて20台以上30台ぐらいで開催をさせていただいておったんですけども、今年度は12台ということで、殺到もするというので、一応置かせていただいているんです。今、今後検討ということなんですけども、家庭で大型ごみとして自転車を出される場合もあると思うんですね。そういう自転車については、家の屋根の下にあたりとか、ある程度きれいな自転車でもあるんですけども、1つ問題になるのが、防犯登録の抹消を本人さんにさせていただかんあかんというようなことになっておるの

で、その辺が、こちらのほうでうまく防犯登録の抹消をすることができれば、もうちょっときれいな自転車であったりとか、子ども用の自転車であったりとかが出てくるのかなというところで、今、調査、研究をさせていただいている状態にありますので、そういうのが実現しましたら、年2回とか3回とかの開催もできるのかなというように考えております。

以上です。

増田委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。

リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務につきましては、現在、業務上特に問題なく、おおむね順調に運営いたしております。

以上でございます。

増田委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。経費節減という点で、入札契約で改善できたというのは大きいことかなと思っております。

また、リサイクルプラザのほうはよく分かりました。非常に人気があったのでね。自転車の再生ということはね。ただ、回収する数にもよるということでしたので、引き続きよろしくをお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、4款衛生費に関する質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。なお、明日12日午前9時半より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はご苦労さまでございました。

延 会 午後4時43分